

## 商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 城内 よしひこ

### 1 日時

平成30年12月7日（金曜日）

午前10時1分開会、午後5時3分散会

（うち休憩 午前11時58分～午前11時58分、午前11時58分～午後1時0分、  
午後3時24分～午後3時41分、午後4時35分～午後4時50分、  
午後4時52分～午後4時54分、午後5時3分～午後5時3分）

### 2 場所

第3委員会室

### 3 出席委員

城内よしひこ委員長、千葉進副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、  
高橋孝眞委員、ハクセル美穂子委員、田村勝則委員、斉藤信委員、小西和子委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

小原担当書記、千葉担当書記、安藤併任書記、澤田併任書記、川村併任書記

### 6 説明のために出席した者

#### (1) 労働委員会

井上労働委員会事務局長、小笠原審査調整課総括課長

#### (2) 文化スポーツ部

菊池文化スポーツ部長、石田副部長兼文化スポーツ企画室長、  
工藤参事兼スポーツ振興課総括課長、木村ラグビーワールドカップ2019推進室長、  
畠山文化スポーツ企画室企画課長、中里文化振興課総括課長、  
高松ラグビーワールドカップ2019推進室大会運営課長

#### (3) 商工労働観光部

戸館商工労働観光部長、佐藤副部長兼商工企画室長、  
平井参事兼観光課総括課長、八重樫雇用対策・労働室長、  
瀬川ものづくり自動車産業振興室長、阿部商工企画室企画課長、  
熊谷経営支援課総括課長、菊池産業経済交流課総括課長、  
高橋産業経済交流課地域産業課長、浅沼観光課特命参事、  
西野雇用対策・労働室雇用対策課長、鎌田雇用対策・労働室労働課長、  
伊藤ものづくり自動車産業振興室特命参事兼ものづくり産業振興課長、

小野ものづくり自動車産業振興室自動車産業振興課長、  
熊谷ものづくり自動車産業振興室産業集積推進課長

(4) 教育委員会

高橋教育長、今野教育次長兼教育企画室長、岩井教育次長、  
鈴木教育企画室特命参事兼企画課長、山本教育企画室予算財務課長、  
佐藤教育企画室特命参事兼学校施設課長、永井教職員課総括課長、  
荒川教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、  
梅津教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、  
佐藤学校調整課首席指導主事兼総括課長、  
鈴木学校調整課首席指導主事兼産業・復興教育課長、  
藤澤学校調整課高校改革課長、橋場学校調整課首席指導主事兼生徒指導課長、  
小久保学校教育課首席指導主事兼総括課長、  
佐野学校教育課首席指導主事兼義務教育課長  
里舘学校教育課首席指導主事兼高校教育課長、  
佐藤学校教育課首席指導主事兼特別支援教育課長  
荒木田保健体育課首席指導主事兼総括課長、  
佐藤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、  
鎌田生涯学習文化財課文化財課長

7 一般傍聴者

5名

8 会議に付した事件

(1) 労働委員会関係審査

(議 案)

議案第1号 平成30年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第3項 労働委員会費

(2) 文化スポーツ部関係審査

(議 案)

ア 議案第1号 平成30年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

イ 議案第51号 野球場の整備及び管理に係る事務を連携して処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約の締結の協議に関し議決を求めることについて

(3) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 平成30年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第1項 労政費

第2項 職業訓練費

第7款 商工費

第3条第3表中

追加中 2

イ 議案第12号 岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

(4) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第1号 平成30年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費

第2項 小学校費

第3項 中学校費

第4項 高等学校費

第5項 特別支援学校費

第6項 社会教育費

第7項 保健体育費

第3条第3表中

追加中 4

イ 議案第49号 岩手県立図書館(維持管理業務)の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

ウ 議案第50号 岩手県立図書館(運営業務)の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

エ 議案第42号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○城内よしひこ委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程は審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、労働委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第4号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費のうち労働委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小笠原審査調整課総括課長 労働委員会関係の補正予算について御説明申し上げます。便宜、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げますので、恐れ入りますが、予算に関する説明書の29ページをお開き願います。

第5款労働費、3項労働委員会費、2目事務局費について、56万1,000円増額しようとするものであります。補正の理由であります。人事委員会勧告による給与改定に伴い事務局職員の給与等を増額しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 56万円ということで、少ない感じがしますが、職員何人で、1人当たり幾らになるのか。職員手当が42万5,000円の補正になっていますが、どういう中身でしょうか。

○小笠原審査調整課総括課長 まず給料でございますが、事務局職員は10名おります。したがって、単純に割り返しますと5万6,000円の増額でございますが、段階がありますので、若干違います。

それから、職員手当の42万5,000円ですが、これは勤勉手当が0.1カ月分増額になったことのほか、給料が増額することに伴って、勤勉手当を4月にさかのぼって増額するということがありますので、それら込みで42万5,000円。なお、超過勤務分が3,000円、さかのぼっての増額というものでございます。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議がないようですので、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって労働委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** 労働委員会の皆様は退席されて結構です。大変御苦労さまでした。次に、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。

議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第4号）、第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費のうち文化スポーツ部関係を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○**石田副部長兼文化スポーツ企画室長** それでは、議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第4号）のうち、文化スポーツ部関係の予算について御説明申し上げます。議案（その1）の3ページをお開き願います。

当部関係の歳出予算は、2款総務費のうち8項文化スポーツ部の497万3,000円の増額補正であります。

補正予算の内容につきまして、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。

なお、金額の読み上げにつきましては省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、15ページをお開き願います。2款総務費、8項文化スポーツ部、1目文化スポーツ総務費の管理運営費の増額は、職員給与の改定に伴う人件費について補正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**城内よしひこ委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第51号野球場の整備及び管理に係る事務を連携して処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約の締結の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** それでは、議案第51号野球場の整備及び管理に係る事務を連携して処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約の締結の協議に関し議決を求めることについて御説明をいたします。議案につきましては、議案（そ

の2)の125ページでございますが、便宜、お手元に配付している資料により御説明させていただきます。

まず、これまでの経過について改めて御説明いたします。これまで盛岡市との間で新野球場の共同整備のあり方について検討を重ね、本年2月には県議会の議員の皆様、県と市が共同で新野球場を整備する方向で議論が進んでいる旨をお知らせしたところでございます。今般盛岡市と共同で整備するための基本的な事項が明確になってきたことから、本議案を提出するものであります。

次に、1、提案の趣旨についてであります。野球場の整備及び管理に係る事務を連携して処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約を盛岡市と締結することについて、同市と協議するため、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、2、提案の内容についてであります。1、趣旨につきましては、この協約は岩手県と盛岡市が盛岡南公園の敷地内に共同して野球場を整備し、岩手県と盛岡市のスポーツ振興を支える拠点施設として効率的かつ安定的に管理するため、必要な事項を定めるものであります。

(2)、基本方針につきましては、岩手県と盛岡市は野球場の整備及び管理に係る事務の実施に当たっては役割分担を明確にし、相互に連携を図るものであります。

(3)、経費負担につきましては、事務の実施に係る経費の負担割合は岩手県と盛岡市の協議により別に定めるとするものであります。

なお、整備事業について、現段階の整備基本計画案をお手元に配付させていただいておりますが、便宜、概要版のほうで説明させていただきます。2ページをお開き願います。

盛岡南公園野球場(仮称)整備事業案についてであります。

1、事業概要についてであります。1、目的につきましては先ほどの説明と重複しますので、省略いたします。

(2)、事業予定地につきましては、盛岡南公園に整備するものであります。

2、施設概要についてであります。施設の概要につきましては、市が単独で整備する場合の収容人員1万人の野球場に対し、県が共同整備することにより収容人員2万人規模の高規格な施設を整備しようとするものであります。具体的な仕様等は記載のとおりでございます。

(2)、整備手法につきましては、財政負担軽減の面ですぐれるとともに、施設整備に対する運営企業のノウハウ活用が期待できるなど、メリットが大きいとされるPFI手法についても検討することとしております。

3、事業費等の見通しについてであります。1、事業費及び財源のうち事業費につきましては、今後詳細な検討を進めることとしておりますが、消費税抜きで施設整備費については約88億円程度、運営・維持管理費については、供用開始後15年間で約23億円程度と見込んでおります。

ページをおめくりいただきまして、財源につきましては、起債または民間資金調達の内容を比較し、事業実施上有利な資金調達を行うこととし、今後調整していくこととしております。

(2)、費用負担等の考え方につきましては、施設整備費については、県は実際に整備する収容人員2万人規模の施設の野球場の整備費用から市が負担する整備費用相当額を差し引いた差額相当分を負担することを基本とし、今後調整していくこととしております。運営維持管理費については、それぞれ応分の負担ということで今後調整していくこととしております。

4、今後のスケジュールについてであります。平成31年1月から2月にかけて整備基本計画を策定し、以降はごらんとおりのスケジュールを進め、2023年に供用開始しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 最初に確認させていただきたいのですが、今回役割分担を定める協約の締結の協議に関する議案ということで御提出いただいておりますけれども、先日一般質問で指摘させていただきましたが、このような形で県と市町村が共同で施設をつくるということ自体が初めてではないかと思えます。今回のような協約の締結の協議に関する議案が初めて出たものと思うのですけれども、これまでもラグビーワールドカップ等の場合は、実行委員会を一緒に組んで、それぞれ費用分担等いろいろな話し合いをやりながら進めてきたところでもありますけれども、そのときにはこうした議案という形では出していませんが、今回のように共同施設をつくっていく場合にこのような議案が必要であるという解釈でよろしいのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 御指摘のように共同で整備するという形で行われるものは、スポーツ施設としては全国で初めてだと思われれます。図書館等では、他県で実施された例がございます。その場合には、連携協約議案という形で提出されているものであります。

その他の県内施設との対比で考えますと、共同整備するやり方にも何通りかのやり方がございまして、県が補助して市がつくる、あるいは県と市が一部事務組合や広域連合のようなものをつくるという選択肢もあるかと思えます。今回につきましては、県と市がそれぞれ持ち分を持って共有、要するにそれぞれの県営施設であり、市営施設であるという性格の施設になり、連携してつくりましょうということで、平成26年に法定化された仕組みを使って柔軟に対応していこうということで、今回初めて連携協約という議案を出させていただいたものでございます。

○郷右近浩委員 その点はわかりましたが、今回の財源関係について、民間資金調達の条件と起債を比較するということでもありますけれども、大体幾らぐらいかかりそうかどうかということは、報道等もあって拝見しているわけではありますが、PFI手法でつくった場合、民

間のほうが建設費用等や管理費等がショートしないように金額等を決めながら進むと思うのですけれども、今回の協定の場合は、金額等をどういう手法で決めるのですか。金額等の部分は、また議案としてかかるという認識でよろしいのか。それが1点であります。

それから、今回の費用負担の考え方でありまして、当初盛岡市が1万人規模の野球場をつくるかといっていたものを2万人の規模にするかといったときに、1万人のスタジアムをつくるよりも、規格自体を大きくすることで、高上がりになってくるのではないかと考えます。2万人規模の球場を二つの団体に費用負担を割ると、1万人規模のものを2万人規模にするかといったほうが工事費としては恐らく高上がりになるのではないかと考えます。例えば盛岡市の運動公園のサッカー場を、さらにそこから1万人ふやしますといった場合に、その工事費自体が工事の難易度により高くなるのではないかと考えますが、この1万人規模プラスアルファの部分を県が払うかといった考え方であるのか、それから高上がりになるのではないかと考えます。このことについて、どのようにお考えか。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 今回の財源でございますが、もしPFI手法ということになれば、その財源は民間資金を活用するということが一つ考えられますし、それにプラスして公共の補助金ですとか起債を使うという手法をあわせて使うことも可能でございますので、そういった形で財源を調達して運用をしていく。

運営費につきましては、利用料金だけで独立採算ができるような施設であればいいのですが、野球場のように公共的な施設につきましては、なかなか商業ベースに乗らないということもございまして、県及び市から指定管理料という形でサービスを購入するというスタイルをとることとなると思います。

それから、費用負担割合につきましては、1万人と2万人の差額ということもございまして、そのプラスアルファの部分を県が負担することでもいいのかということもございまして、基本そのような考え方で盛岡市と協議を進めております。したがって、2万人規模にするという部分も、ただ単純に観客席を多くするのか、あるいは内野席をすごく大きく覆うのかによっても、そのスペックが違ってまいります。今日お示ししたような整備基本計画の考え方でいきますと、それほど高上がりにはならないと思います。基本1万人規模のベースとなる野球場をつくることでかなりの費用がかかるのではないかと考えているところでございます。

県は、実際に整備する収容人員、2万人規模の施設の野球場及び屋内練習場の整備費用から、市が負担する部分を差し引いた差額相当部分ということで、平成29年度に市が実施した民間活力導入可能性調査において算出した概算額で試算しますと、負担割合ではおおむね県4対市6という形になります。工事費の議案につきましては、また別途議案として提出することになると思います。

○郷右近浩委員 本当にいいものをつくっていただきたい思いでありまして、また別途議案を提案させていただきたいという話ではありますが、これが民間資金調達、PFI手法になった場合、さらには起債を起こすといった場合でどのようにしていくのか。そ



して、どういう仕様でというのをもっと細かく詰めていったものを、また御提出いただくということで、きょうはこの考え方を提示した上で計画協議に入っていくということで認識させていただきましたので、よろしくお願いします。

○**田村勝則委員** まず、整備目的であります。現在までの県営球場の収容人員、あるいは施設のさまざまな課題があるということで新たな施設を整備するということであり、私自身は総論的には大賛成なわけですが、整備目的の中に、県営球場で行われていた野球以外の多目的な利用にも対応し、集客効果が期待されるスポーツ産業等の振興を図りという文言がございます。せっかく新たに整備する施設でありますから、そういう意味でスポーツ産業の振興にも寄与する施設ということがこの整備目的の中にもうたわれているわけですが、想定されているスポーツ産業等の振興の図り方、例えば冬季とか、いわゆるシーズンオフとかあるわけですが、そのときにどのような活用策が協議されているのかお聞きしたいと思います。

それと規模でございますけれども、軽石議員が一般質問にも出しましたけれども、私自身はできればドーム方式、北東北3県の人たちが集約できるような大きな施設が必要だと考えておりましたけれども、経費等さまざまな観点からそのような結論に至ったのだと思います。

そこで、東北楽天ゴールデンイーグルスの球場というのは3万508人なのです。今回の盛岡市は2万人ということですが、この2万人の集客数ということを決断するに至ってどのような協議があったのか。余りにも単純な1万人掛ける2で2万人ということではなく、多分いろいろな今までの集客状況とか、これからのことも想定しながら決断されたものだと思いますけれども、その辺のことについてお伺いをします。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** まず、この施設の使われ方といいますか、目的の点でございますが、スポーツ産業の振興ということで、人工芝のグラウンドでありますので、野球以外にも人工芝で対応できるようなスポーツについては検討していくこととしております。それから、それ以外の商業的なイベントのオファーがありましたならば、その際にも活用できる方向では考えていきたいと考えております。

さらに、屋内練習場が別棟になりますけれども、そちらでもテニスやフットサルなど、そういったものに活用できるよう整備していく予定としております。

それから、施設の規模に関してでございますが、東北楽天ゴールデンイーグルスの球場については3万人ということでしたが、今回2万人規模と協議を進める際には、楽天野球団からも規模として大体2万人ぐらいで十分ではないかというふうなお話を聞いております。

それから、これまで県営野球場で実施してきたプロ野球の開催、観客人数におきましても調べておまして、多いときで1万6,000人を少し欠ける程度ということで、2万人程度であると、ほぼ充足するのではないかとということで盛岡市と協議を進めております。

いずれにいたしましても、こういった詳細な点につきましては、これからパブリックコ

メントなども行いますので、そういった部分を踏まえながら、さらに盛岡市と協議を続けまして、正式な整備基本計画にしていきたいと考えております。

○**田村勝則委員** これまでの協議に先立って、例えば秋田県のこまちスタジアムとかも、それぞれしっかりと参考にしたりということで進めてこられたということでありまして、今の楽天野球団の話もお伺いいたしました。2万人規模というのは、そういう中で導き出された人数であるということではありますが、ではそれをいかに活用していくかということが非常に大切だと思いますけれども、一つは命名権、そういうものをどう考えていくかということもあると思いますし、今子供や野球ファンも大谷翔平、菊池雄星、あるいは富士大学出身の山川選手とか、どんどん身近なところからプロ野球選手が出ておりまして、非常に野球に対する関心度も高まっていますし、オリンピックもあります。そういう中で整備するわけですから、できればプロ野球の誘致も、今までは例えば楽天1試合とか何試合とかと少なかったわけですが、さらにもっと積極的なアピールをしていくということでお考えになっていると思うのですが、その点についてもお伺いしておきたい。利用をもっと活性化していくということが絶対必要だということの観点からお聞きします。

もう一つは、アクセスの問題です。私もしょっちゅう通るわけですが、大きなイベントがあった場合は、初めて訪れるような人たちは、カーナビがありますからいいのですが、交通渋滞等をもたらす可能性もあるのではないかと思います。アクセスの部分もここには書いてあるわけですが、今後の改善策等もやはり検討されていくべきと思うわけですが、その点についてはどのようなお考えでおられるか、お伺いして終わります。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** まず第1点目の施設の命名権、ネーミングライツということでございます。市の側としても命名権については検討しているということでございますので、私どもとしても一緒に協力していきたいと考えております。

それから2点目、プロ野球の誘致でございます。御指摘のとおり、それ以外の球団等についても、さらに来ていただけるように取り組みを進められれば良いと思います。

3点目でございます。アクセスの問題でございます。ややこしい道路になっておりますが、市のほうでは、あそこに道路が計画されておりまして、まだそれがはっきりしたものにはなっておりませんが、それが実現できると高速道路からも非常にアクセスがよくなりますので、何とかそういった形で実現するような方向で考えていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 今の県営野球場は昭和45年の国体に合わせて整備をされたということで、現在硬式公認野球場の規格を満たしていないと、老朽化が進んでいるということですが、いつから硬式公認球場の規格を満たしていないのですか。その具体的弊害はどのようなのですか。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** 硬式野球規則に該当しなくなった年月は、今すぐには調べられませんけれども、支障が出ておりますのはレフト側、ライト側の外野の広さでございます。100メートル未満だとプロ野球の規則には該当しないのですが、これは猶予

措置がございまして、その規則ができた際に既にあった球場につきましては、現行の広さ、あるいはレフトまで、ライトまでの距離でも開催可能だということになっておりますので、現在でもプロ野球を開催することができるという次第でございます。全体を改修したのが昭和 57 年、58 年でございますので、そのプロ野球規則の改正は、その後となっております。

○齊藤信委員 猶予措置ということですが、これは特に猶予措置には期限がないのですか。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 今のところそういった猶予措置の期限はなく、当面は大丈夫ではないかと考えております。

○齊藤信委員 規格外だったけれども、猶予措置でプロ野球も開催できたと。年間プロ野球開催というのは実績はどうなっていますか。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 ここ数年に関しましては、プロ野球の開催は年 1 試合となっておりますが、東日本大震災津波の後にオールスターが開催されたことがございまして、オールスター戦と合わせて 2 試合という時期が 1 年だけございました。

○齊藤信委員 年間 1 試合。この公認、プロ野球の規格というのは、プロ野球の場合ですね、高校の県大会の場合はどうなのですか。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 高校野球、硬式野球についても同じでございます。

○齊藤信委員 そういうことであれば、これは新しい野球場の整備が必要になってくると思います。しかし、プロ野球の実績が年に 1 試合ということで、これ 2 万人規模の整備をした場合に、どのぐらいの見込みを立てているのですか。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 どのぐらいというのは、観客数ということでよろしいでしょうか。

○齊藤信委員 開催数。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 当面は、年間最低 1 試合程度とっておりますが、ぜひとも 2 試合、3 試合というようなものを要望してまいりたいと考えております。

○齊藤信委員 今の答弁は、希望的発言ですね。見通しを持ってやるわけではないと。実績は年 1 回程度。これがしばらくは続くのではないかと、こういう見通しだと思うのです。これは費用対効果というのが問われますから。私は、身の丈に合った野球場にすべきだと思いますが、この整備基本計画の中には、秋田県のこまちスタジアムを参考にとあります。秋田県のこまちスタジアムは、どういう規格でしょうか。整備費が幾らだったのでしょうか。そして、プロ野球の開催はどのぐらいだったのでしょうか。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 こまちスタジアムでございますが、収容人員が 2 万 5,000 人、そして両翼が 100 メートル、中堅 122 メートルということです。整備費用については、持ち合わせておりません。年間のプロ野球の開催につきましては、岩手県と同じ 1 試合程度と承知しております。

○齊藤信委員 こまちスタジアムは 2 万 5,000 人規模で、岩手県が整備する以上に立派な

感じですよ。しかし、プロ野球の開催は年1回程度だと。こまちスタジアムを参考にと  
言っているながら、整備費がわからないというのはいかかなものではないでしょうか。一番大事な  
ところ。あれはPFI手法ではなくて県営の野球場として整備したのではないですか。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** 県営野球場として整備されたものと承知しており  
ます。

○**斉藤信委員** 今PFI手法の検討をされているときに、隣県の一番参考にすべきこまち  
スタジアムの整備の中身について把握していないというのは極めてずさんなのではないで  
しょうか。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** 調べていないということではなかったのですが、  
今資料を持ち合わせていないのでございまして、大変申しわけございません。おわび申し  
上げます。

○**斉藤信委員** これは議案の審査ですから、報告事項ではないので、しっかり答弁してい  
ただきたい。

整備基本計画案の11ページに今後の方向性が出ているのですけれども、現在の盛岡市営  
野球場、県営野球場は廃止にするとなつていっているのです。立派な球場をつくったときに、今  
まで野球を楽しんでいた方々が活用できるのか。特に利用料金です。市営野球場の近隣に  
住んでおりますが、秋口ぐらいまで毎日朝野球をやっています。こういうところがなくな  
ったときに、一番活用している野球愛好者が活用できなくなるということはないのか。そ  
の点はどのような議論がされているのでしょうか。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** そういった方々の活用ができなくなるという懸念  
が生じるようであれば、それぞれの野球場を活用しております硬式野球の担当者、軟式野  
球の担当者、それぞれの利用について十分に配慮してまいりたいと考えております。県営  
野球場でもやっておりますけれども、利用調整というものを図っていく必要があると考  
えております。どういう大会を優先しつつ、朝野球にも配慮するというような調整が可能で  
はないかと考えております。

それから、人工芝のグラウンドになりますと、グラウンド整備の時間などが少なくなり  
まして、より利用時間をきめ細かく設定することができるようになります。これまでは3  
時間や4時間という単位で区分していたものを1時間単位で区分することができるよ  
うになると考えておまして、その分利用できる団体もふえるのではないかと想定してお  
ります。

それから、人工芝のグラウンドになることによりまして、天然芝のときよりも4月や11  
月では利用の期間がふえると考えております。

利用料金につきましては、まだはっきりとしたものは申し上げられませんが、現  
行の野球場を大幅に上回るような、例えばプロ野球の球団が実施しているような球場で実  
施する場合の料金のように、数万円といったものにはならないものと考えているところ  
でございます。

○**斉藤信委員** 今回の県営野球場の稼働率を示してください。さらに、利用料金を示してください。新しい野球場は二つを一つにしますから、そういう点で稼働率をどのぐらいに設定しているのか。利用料金は、今検討中という話だけれども、上がるのか上がらないのか、上がることが前提なのか。それと、高校野球の県大会、中学校の地区大会なども、それを活用するのではないかと思いますけれども、そうした公的な県や市が主催する場合は特別料金になるのか、そのことも示してください。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** まず、その稼働率ということでございますが、県営野球場は、土日につきましては100%利用されております。平日につきましては、若干あいている部分もございますが、高校野球の大会、あるいは軟式野球の大会等々で5割以上埋まっているという状況であります。

それから、利用料金につきましては、現在盛岡市と話し合いを続けている中で、現行の県営野球場、市営野球場の利用料金をベースに考えているところでございまして、それほど高い金額になるものとは想定していないところです。現行の県営野球場の料金につきましては、調べさせていただきます。

○**斉藤信委員** 利用料金については現行のベースを基本にと、だから上がってもそれほど大きく上げることは想定していない、こう受けとめていいのですね。

私は野球愛好者から、6月に開催された、盛岡市と盛岡管内の県議会議員との予算要望の懇談会で、盛岡市営球場のあり方について聞いたのですけれども、本当に毎日のように活用されているので、これは利用者から意見を聞いて対応したいというのが谷藤市長のお話でありましたが、ここでは廃止となったのです。2施設の廃止となっているので、やっぱり今利用している方々が不便にならないこと。高規格というのはどうしても利用料が高くハードルが高くなるのです。スポーツというのは裾野が大事なので、そういう意味でいけば、そうならないようなことがきちんと考えられないとだめなのではないかと思いますので、しっかり検討していただきたい。

それと、田村委員からも質問がありましたけれども、交通アクセスです。国道4号からこの野球場に行く場合は、都市計画道路西仙北北川線、実はこれは4車線、幅員25メートルという計画なのです。しかし、ここには平成32年度まで整備の見込みがないと、だから現状で考えるとなっているのです。これだけの立派な球場をつくろうというときに、大事な道路の整備がセットにならない。あそこは一本道の本当に狭い道路です。そこに1万6,000人というのは、大変なのではないでしょうか。私は、ここは一体的に前倒しで道路を整備するなどしないと大変ではないのかと思いますが、見込みがないということが前提でいいのか。どのぐらい真剣な議論をしているのか。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** アクセス道に関してでございますけれども、平成32年度までにはということでございますが、この施設の供用開始、平成でいいますと35年度を見込んでおりまして、何とかそれまでに目星がつくような形を期待したいところでございます。

駐車場は、1,000 台程度の駐車場を整備する予定としております。ただ、その駐車場でも満杯になってしまうことが予想されますので、岩手飯岡駅が、建設地から約1キロメートル程度の距離にございますので、岩手飯岡駅までのJR列車での輸送を考えていかななくてはならないと考えておりますし、場合によってはバス輸送ということも必要になるのではないかと考えているところです。いずれにしても盛岡市と協力いたしまして、そういったアクセスが困難にならないような対策を検討してまいりたいと思います。

**○斉藤信委員** この整備計画では、平成32年度までの整備に見込みがないと、同道路の整備を前提としない形で計画を行うとなっているので、今の答弁とは少しニュアンスが違うので、供用開始が平成35年というのであれば、やっぱり真剣に考えると。あそこにつくったけれども、そこへのアクセスは別問題となったら、本当にあの近隣の方々が大変迷惑をこうむります。これ大変なことだと思います。その点を指摘をしておきます。

それで、手法としてPFI手法を検討するというところで、財源も起債補助金にするのか、民間資金でやるのかもまだはっきりしておりません。その際、やはり秋田県のこまちスタジアムの例をちゃんと研究しなければだめだと思うのです。PFI手法というのは、決して安上がりになっていないというのが実態です。一時とてもはやって、病院などもPFI手法を導入したけれども、途中でやめたケースが結構出ています。だから、最初は民間資金に頼るので、お金がかからないように見えるけれども、15年間同じ額を運営費を含めて出すのです。だから、民間は絶対に損をしない。そういう意味で、本当にこれが有効な手法かというのは、秋田県のこまちスタジアムを含めてよく精査して考える必要があるのではないかと思います。

それで、計画の22ページには建設工事費が87億5,000万円と、今日の資料は約88億円と。せっかく87億5,000万円とはっきり書いておきながら、曖昧な説明をしない方がいいですよ。現時点では87億5,000万円。そして、盛岡市長は、負担割合は大体4対6、盛岡市が6という話で、既にそのことが明らかになっていますけれども、これは今まで説明があったとおりにだと思っておりますけれども、これはどうなるのでしょうか。直接工事は市が発注すると、そこに県がお金を出すという手法なのだけれども、これは球場としてはどういう球場になるのですか。市営野球場となるのか、県市営野球場となるのか、どうなのですか。

**○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** この施設につきましては、完成直後ですけれども、県及び市によってそれぞれ公の施設設置条例というものを設定いたします。その中で名称を設定することになりますので、岩手県においては岩手県営何とか球場、盛岡市においても盛岡市営何とか球場という形になります。要は二枚看板というような形になりますので、あとはその中で名称として呼びやすいようなネーミングライセンスとか、愛称といったものを検討するということになります。

それから、先ほどの県営野球場の利用料金でございます。平日に関しましては、午前中は3,720円、これは学生でございます。一般が7,440円。そして、平日の午後でございますが、学生が4,650円、一般ですと9,300円となっております。それから、土日に関しま

しては、午前、学生が 4,520 円、一般が 9,040 円。それから午後でございますが、学生が 5,650 円、一般が 1 万 1,300 円という状況でございます。

○**斉藤信委員** これは午前中ですから、9時から12時までと時間ではないですね。午後であれば1時から5時と、そういうことで理解していいですか。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** はい。

○**斉藤信委員** それで、建設工事費は 87 億 5,000 万円、そして 15 年間の運営維持管理費が 23 億 900 万円と。年間は 1 億 5,400 万円ということになってはいますが、今の県営野球場の年間の維持費、これはどうなっているのか。

それと、これは恐らく市と県の折半だと思いますが、やはり同じ 4 対 6 ということが基本になって検討されるのか示してください。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** 現在の県営野球場の指定管理料でございますが、約 5,300 万円となっております。そして、今後の新野球場の指定管理料につきましては、今の導入可能性調査による試算でいきますと、8,500 万円程度。これを仮に 5 対 5 にしますと、県 4,250 万円、市 4,250 万円程度ということになりますが、この維持運営管理費の負担方法につきましては、現在盛岡市と協議中でございますが、まだ 5 対 5、あるいは 6 対 4 とは決まっていないところでございます。

○**斉藤信委員** 今計画では 8,500 万円だと。これ 1 億 5,400 万円と 8,500 万円では半分ぐらいなのだけれども、これは何なのですか。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** これにつきましては、その野球場を運営するための特定目的会社、SPC と言われる企業が設置されます。この SPC の運営経費ですとか、利息、租税公課といったものがこれ以外に費用としてかかるものでございます。それを差し引いて、いわゆる純粋な指定管理料といった場合に 8,500 万円程度ということで説明させていただきます。

○**斉藤信委員** だから、今の県営野球場の指定管理料は 5,300 万円なのでしょう。ここには運営費も入っているでしょう、入っているのではないですか。別に運営費があるのですか。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** 今の県営野球場につきましては、岩手県スポーツ振興事業団に管理運営を委託しておりますので、そういった管理運営に要する人件費等については積算しております。

○**斉藤信委員** だとすれば、この 5,300 万円と比較するのは 1 億 5,400 万円ではないのですか。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** 現行の県営野球場と同じ、県営野球場で積算している人件費と相当のものに対応した金額ということで御説明をいたしましたが、例えばスポーツ振興事業団そのものの運営経費といったものについては、この中には含まれていないということです。

○**斉藤信委員** 今の県営野球場の指定管理は、年間 5,300 万円で管理運営しているわけで

しょう。今度新しい野球場をつくれれば年間1億5,400万円もかかると。単純にこの比較なのではないですか、経費は。違いますか。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 要する経費ということでは、御指摘のとおりでございます。

○斉藤信委員 だとすれば、結局PFI手法にすれば、そういう維持管理費は別にかかるということなのです、同じくらいかかると。これは本当に合理的なのかということです。これは精査すべきだと思います。1億5,000万円となったら、全体とすれば維持管理費は3倍の費用なのです。半分にしても、今まで以上の負担になると。だから、これが合理的なのかとなるのではないのでしょうか。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 PFI手法という仕組みをとる以上ですけれども、特定の目的を持つ会社というのを設置しなければならないということになっておりまして、そういった経費の増嵩分というのがどうしても出てまいります。また、民間が一旦その経費を負担する部分もございますので、結果利息分も出てまいりますので、そういった部分も含めて全体として合理的な範囲で実行されるかどうか、こういったものを改めて精査が必要だろうと考えております。

○斉藤信委員 全然わからない。結局単純に維持管理費は計画では8,500万円と言いながら、いわゆるPFI手法の維持管理費を含めると1億5,400万円だということなのでしょう。だから、だとすれば高上がりになってしまうのではないのか。これは、ぜひ精査してください、PFI手法の主張とも絡んで。単純に見た感じでは、決して合理的だとは見えない。

最後にしますけれども、屋内練習場というのが今まで以上の立派なものになるのだと思います。多目的活用が期待されるのは、恐らくこれなのだと思うのです。これの費用負担は半々と考えて、6対4になったということで理解していいのですか。

それと具体的な屋内練習場の使われ方は、先ほどはテニスとかという話もありましたけれども、これはもちろん野球の屋内練習場にもなるのでしょうかけれども、そういうところはどのように考えておられるか示してください。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 その費用負担割合につきましては、野球場、屋内練習場、駐車場等々全部込みでやった場合の4対6という数字でございます。それぞれ細切れにしてやりますと、またちょっと違った割合になってまいりますので、その点については御了承いただきたいと思っております。

それから、活用の仕方でございますが、やはり本球場と同じように人工芝を考えておりますので、かなり幅広い使い方ができるものと考えております。この整備基本計画のほうでは、サッカーやテニスもありましたが、いろいろなパターンが記載されておりますし、もちろん野球場と言えば内野の守備練習ができるほどの広さでございますので、当然バッティング練習ですとか、あとは場合によってソフトボールぐらいには対応できるかもしれないと考えておりますので、特にこれという限定をするのではなく、幅広く活用できるように検討していきたいと考えております。



それから、こまちスタジアムでございます。こまちスタジアムの整備費につきまして確認がとれました。こまちスタジアムは、平成 15 年に完成しておりまして、約 56 億円となっております。その後ですが、平成 27、28 年に大規模改修をしておりまして、この際は 11 億円ぐらいの改修を行っているという確認がとれましたので、申し上げます。

○**斉藤信委員** 最後です。こまちスタジアムは 56 億円だと、2 万 5,000 人規模で。その後、資材、人件費、上がっているというのは事実だけれども、やはりこまちスタジアムをモデルにするのであれば、比較検討をしっかりとやるべきだと思います。

私は県と市が共同して新しい公営の野球場をつくることは、基本的には賛成です。しかし、私が指摘したように、さまざまな精査すべき、解決すべき課題も少なくない。このことも指摘をして質問を終わります。

○**高橋孝眞委員** まず、野球場をつくることについては非常にいいことだなと思いますし、平成 36 年までなんてかからないで早目につくっていただければなと思いますが、今議論がありましたけれども、大体 4 対 6 の負担割合であるというお話ですけれども、そうすると 1 万人規模の場合についてはどの程度、88 億円が全体ということですが、1 万人規模に対してはどの程度費用がかかるのかということをまず教えていただきたい。その分の上積みがこのくらいという整理をしてほしいと思います。

それから、球場の負担割合はそのとおり出てくるのですけれども、計画の 5 ページでは駐車場、外構等については折半という話になるわけですが、これはどういう整理の中で折半になるのかということ。

もう一つは、費用負担の考え方の中で、維持管理費の関係では負担割合は今後調整していくということですが、これは球場負担割合と同率での負担割合にしていくという考え方からなのかどうか。ここもきっちり決めておく必要があると思うのですけれども、この辺はどういうふうにご考えておられますか。最終的にその数字というのは確定しているわけではないというのはそのとおりですが、これを確定して、どの時点で議会にかけられるのか、その点についてお願いします。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** お尋ねのあった 1 点目でございますが、1 万人規模の負担額、金額ということでございますが、88 億円の全体事業費に対しまして、おおむね 6 割でございますが、53 億円程度が 1 万人規模の野球場という想定でございます。

それから、二つ目の駐車場、外構等の折半という考え方でございますが、今後野球場を利用するに際しましては、硬式野球関係者、軟式野球関係者それぞれが利用するというのを考えますと、これを施設の整備費の割合でというのは若干無理があるということで、これは利用状況に応じて案分していく必要があるだろうということで、これから利用調整も図る必要があると思っておりますので、できるだけ公平に使っていただくという趣旨を込めて折半とさせていただきます。

それから、維持管理費の調整につきましても、考え方としては整備費というのはあるのですけれども、やはり公平に使っていただくということが大事ではないかという考え方も

あることから、その両者の考え方を今調整させていただいているということでございまして、今後整備基本計画を1月、2月に確定させていきたいと思っておりますので、その際に改めて御報告申し上げたいと思います。

○**城内よしひこ委員長** 議会にはいつ諮るのですか。それが1月、2月という今の答弁でいいのですか。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** 1月中にできれば固めたいとは思っておりますが、2月にまでかかる可能性もないではないことから、その段階で改めて御説明をさせていただきたいと考えております。

○**高橋孝眞委員** 1月にかけるというのは、報告するということですか。基本計画をかけるという意味ですね。ただ、平等に使うと言いながら、共同して使っていくという言い方をしながら、この部分については負担割合はこうです、この部分についてはこうですというのは、ちょっと整合性がないような気がいたしますけれども、それはこれから考えてもらえばいいのかもしれないけれども、どちらかに整理をするべきではないのかと感じますけれども。

それから、6対4でというふうに話しますけれども、実際1万人規模というのはこの程度かかりますとある程度試算してから、2万人規模の場合をと考えたほうがいいのではないかと思います。大体のことで整理するというよりは、まずは基本計画でいくと、ある程度2万人規模から始まっていくと思いますので、4対6にするというよりは、どういう割合になるのかというのはきっちりと整理していただければと思います。

それから、アクセスの話が出ていましたけれども、今回の施設場所の周辺は、都市計画の中で市街化調整区域なわけですね。市街化調整区域の中で建設をしていくということになるのですけれども、私は全体の都市計画を見直さないと、先ほどのような道路だとか、いろんな部分について影響があると思います。

そして、もう一つは、市街化調整区域からその周辺を除いていくような仕組みを考えないと、多分駐車場は少ないですよ。駐車場をまた新たにつくりますといっても、駐車場はそう簡単にはできないと思うのです。民間の人間が駐車場を持つとしても、そういうことを含めると、ある程度都市計画部門と十分調整をしてやらないと、この事業そのものは、先ほど言ったとおり利用が少なくなってしまうと感じます。十分そちらのほうと連携をするというか、協議をしながら、市街化調整区域を変更することが必要だとすれば変更していくような、そういうところまで十分検討してやっていただきたいと思います。部長、何かあるようですからお願いします。

○**菊池文化スポーツ部長** ただいまの御指摘ありがとうございます。また、先ほどは斉藤委員からも同様に、この計画の詰め方等についても御指示、御指導をいただきました。それを踏まえて、盛岡市とよく協議、調整して、まずは計画案をしっかりと練っていきたいということでございます。

先ほどの経費の負担の関係につきましても、現在持っている球場をどうしていくかとい

うこと、双方に悩みがあって、持ち寄った結果の一つが初期整備費についてです。ですから、市はここまで持っているのではないかと、県はここまで持っているのではないかとという野球場本体についてはそういう考え方がベースにあって、今ここまで協議が来ているということでございますし、一方で例えば共同施設、駐車場などそういった附帯の施設については、これから一緒につくる部分だということもありますので、共同でこれから使うというベースを重視した考え方。それも県、市の双方がこれから協議して、落ちつくべき役割分担になっていくと思いますので、本日いただきました御指導、御意見、御示唆をしっかりとベースにして、先ほど御説明申し上げました来年の1月か2月には成案をつくっていきたくて思っております。

成案ができ次第また、多分2月議会になると思いますが、その機会には御報告させていただくものでございますが、今後議決の問題というのは、また少し先になります。議決事項になるものなのですが、それはタイミング、あるいはこれからの協議の詰め方にもよるのですが、それによってまた御審議、議決をいただく機会につきましては改めて御説明させていただくということで御了承願えればと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○田村勝則委員 二つだけ確認したいと思います。

まず、夜間の活用が当然これから必要になってくると思います。その夜間の活用策、時間的な考え方。もう一つ、住民対策という部分から、例えば音楽イベント等も活用されていく場合の騒音対策、こういうものなどもしっかりと検討していくべきだというふうに思っています。

もう一つ、この資料の21ページに、民間事業者の提案に委ねる範囲を多くして稼ぐスタジアム、いわゆる運営・維持管理計画の中身のところですが、稼ぐスタジアムというのが三つの考え方の一つにあったわけですが、残念ながらそういう部分で、民間事業者の提案に委ねる範囲を多くして稼ぐスタジアムとする運用は、難しいとの調査結果が示されていることから、みんなの球場ということでいくということで、簡単に書いてあるのですが、私は先ほどの運営の効率化も含めて、収支のバランスというのは厳しいにしても、例えば今度のスポーツ推進計画にも資するわけですから、経済の活性化につながるスポーツの推進ということもございます。もうかるスタジアムでなくていいですから、稼ぐスタジアムとしての検討をしっかりとすべきだと私は思うわけですが、その点についてお伺いして終わります。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 御指摘のありましたとおり、夜間の活用策、時間ですとか住民対策といった部分につきまして、今度の野球場のナイター設備というのが、現在はLEDタイプが主流になっておりますので、そういった形で実施して、できるだけ時間をとれるようにしたいと思っております。一方で、住民にとっては迷惑な部分がございますので、しっかりと住民の方々とお話し合いさせていただいて、対策をとってまいりたいと思います。

2点目でございますが、いわゆる稼ぐスタジアム、みんなの野球場という部分でござい

ます。ここにはもう一つございまして、市民球場というのがございます。要は、行政がこれまでの県営野球場、あるいは市営野球場のような形で持つ野球場と稼ぐスタジアムの中間的なものとしてみんなのスタジアムというのを考えております。その趣旨は、商業ベースにはなかなか乗りづらいのだけれども、できるだけいろんな形で利用していただける、スポーツだけではなくイベント等でも活用していただけるような形でできるだけ利用させていただくというものを想定しております、これから事業者の募集ということになりますけれども、そういった企画提案等を期待しているところがございますので、できるだけそういったものに資するようにしていきたいと考えております。

○郷右近浩委員 これまでの議論の御答弁について、今回提案されておりますのは、締結の協議に関し議決を求めることについてということですが、きょうお示しいただいた、例えば駐車場、外構であったり、それぞれの負担であったりといった部分については、きょう採決した場合に、例えば折半などの負担割合で進めていくということに対して了解という形になるのでしょうか。きょうは考え方として、これから入っていくという部分、これだけに対してまず議決していただきたいという形で出されていて、負担その他については、今後また話をしていく報告がされて、最終的に議案で出てきて私どもが判断するというところでよろしいのか、その確認をお願いしたいと思います。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 今郷右近委員から御指摘のあったとおり、後者でございまして、現在想定している案をお示しした上で、最終的に成案という形にした上で御報告、御審議と考えているところです。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、文化スポーツ部関係の付託案件の審査は終わります。

この際、執行部から（仮称）岩手県スポーツ推進計画の策定について発言を求められておりますので、これを許します。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 それでは、（仮称）岩手県スポーツ推進計画の策定につきまして御報告いたします。便宜、お手元に配付しております（仮称）岩手県スポーツ推進計画の策定についてという資料により御説明をいたします。

まず、策定の経緯でございますが、平成 23 年にスポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）が施行され、都道府県等においては、地方スポーツ推進計画を定めるよう努めるものとされました。県におきましては、平成 21 年度に策定したいわて県民計画及び岩手の教育振興のスポーツ分野に関する政策項目を、本県の地方スポーツ推進計画と位置づけて施策展開を図ってきたところでございます。

その後、国においては、平成 29 年 3 月に第 2 期スポーツ基本計画を策定したところであり、またいわて県民計画については、計画期間が本年度までとなっていることから、岩手県次期総合計画の策定に合わせまして、新たに個別計画として（仮称）岩手県スポーツ推進計画を策定するものでございます。

2、策定の趣旨でございます。スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、今後のスポーツ推進に関する計画を定めようとするものであります。

3、策定する計画の素案の概要につきましては、後ほど資料 1 で御説明いたします。

4、策定のスケジュールでございますが、本計画の策定に当たりましては、岩手県スポーツ推進審議会に対し、昨年 11 月に知事から諮問し、これまでに審議会を 3 回開催したところであり、計画の基本的な方向性等について御議論いただき、その意見や提言を反映しております。

今後の主な予定でございますが、これからパブリックコメントを実施するとともに地域説明会を開催し、県民の皆様から計画素案に対する意見を幅広くいただきたいと考えております。また、それらの意見を踏まえて最終案を作成し、審議会から答申を受けた上で、2 月県議会常任委員会で改めて御報告したいと考えております。

次に、本計画の概要について御説明いたします。A 3 判カラーの資料 1、「（仮称）岩手県スポーツ推進計画」素案の概要と記載しております資料をごらんください。

左上の策定趣旨でございますが、国の第 2 期スポーツ基本計画の策定に加え、本県におきましては、2016 年に開催した希望郷いわて国体・希望郷いわて大会を通じて私たちが得た貴重なレガシーの継承が求められております。また、2019 年にはラグビーワールドカップの釜石開催、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、県民のスポーツに対する機運が高まるなど、本県とスポーツを取り巻く環境は大きく変化しております。こうしたことから、スポーツの推進により、県民の幸福で豊かな暮らしが実現するよう、県民を初め市町村やスポーツ関係団体等と連携・協働し、県が総合的かつ計画的に取り組む施策を示すため新たに個別計画として策定するものであります。

計画の位置づけであります。岩手県次期総合計画に示している目標、取り組み等を具体化する個別計画でありまして、同時にスポーツ基本法第 10 条に基づく地方スポーツ推進計画と位置づけるものです。

計画期間でございますが、2019 年度から 2023 年度までの 5 年間としております。

本計画の目指す姿でございますが、スポーツの推進による県民誰もが健やかで輝く岩手の創造としております。これは、県民が日常的にスポーツを楽しむ環境づくりやスポーツ

の力を地域への力にかえる取り組み等により、県民一人一人が健やかで生き生きと暮らすことができ、それぞれの夢や希望が実現し、個性が光る社会の創造を目指すものでございます。

施策の基本的な方向として、概要版の中段より下のほうに記載しております4本の施策の柱を掲げまして、県民を初め市町村、スポーツ関係団体等と連携・協働しながら取り組んでいくこととしております。

1本目の柱は、ライフステージに応じて楽しむ生涯スポーツの推進です。若年期から高齢期まで、生涯を通じてスポーツを楽しむことができる環境が整い、県民誰もがスポーツをする、見る、支えるといったさまざまな形でスポーツに参画し、スポーツを楽しみ、スポーツにより喜びを得ることで、いきいきとした生活を送ることを目指します。

主な取り組み内容といたしましては、(1)、総合型地域スポーツクラブの充実などスポーツ参画人口の拡大。(2)としまして、学校体育の充実など子どものスポーツ機会の充実。(3)として、働く世代のスポーツ参画人口の拡大など、成人のスポーツ機会の充実。(4)として、地域スポーツを支える人材の育成など、スポーツにかかわる多様な人材の確保。(5)として、県有スポーツ施設のストックの適正化など、スポーツを楽しむ環境の整備に取り組むとしております。

2本目の柱は、共生社会型スポーツの推進です。スポーツの推進により障がい者・高齢者等の配慮が必要な人々の社会参加が進み、障がいのある人もない人も、性別や年齢にかかわらず、ともにスポーツを楽しむ機会が拡大するとともに、スポーツにおいて女性が活躍し、県民の誰もが互いを理解・尊重しながら生きる社会の実現を目指します。

主な取り組み内容としては、(1)として、障がい者のスポーツ参画機会の充実など、障がい者スポーツの推進。(2)として、高齢者のスポーツ参画機会の充実など、高齢者スポーツの推進。(3)として、女性のスポーツ参画機会の充実など、スポーツにおける女性の活躍推進に取り組むこととしています。

3本目の柱は、国際的に活躍する競技スポーツの推進でございます。オリンピック・パラリンピック等の国際大会で活躍するトップアスリートを多数輩出することを目指します。また、その活躍する姿により、県民が喜びと感動を味わうとともに、スポーツに取り組むきっかけとなり、スポーツの裾野が拡大していくことを目指します。

主な取り組み内容としては、(1)として、いわてスーパーキッズなどアスリートの発掘・育成。(2)として、指導者の資質向上など、競技力向上を支える人材の育成。(3)として、スポーツ医・科学、情報等を活用した支援など、競技力向上を支える環境の整備に取り組みます。

4本目の柱は、地域を活性化させるスポーツの推進です。国内外からの誘客が図られ、交流人口が拡大するとともに、県内各地のスポーツイベントやスポーツツーリズム等の国内拠点が形成されることを目指します。また、スポーツの推進により、経済的な交流の拡大についても目指します。

主な取り組み内容としては、(1)として、スポーツコミッションやトップ・プロスポーツチームと連携した地域活性化の推進など、地域の活力につながるスポーツの推進。(2)として、大規模イベントやトップ・プロスポーツチームと連携した市場開拓等への支援など、経済の活性化につながるスポーツの推進に取り組みます。

なお、計画の推進、進行管理、評価、見直しにつきましては、岩手県スポーツ推進審議会等の場を通じて行う予定としております。計画の詳細につきましては、お手元に資料2として、(仮称)岩手県スポーツ推進計画素案の冊子をお配りしておりますので、ごらんいただければ幸いです。以上で説明を終わります。

○城内よしひこ委員長 ただいまの報告に対する質疑を含め、この際、何かありませんか。

○ハクセル美穂子委員 私からは、計画の中身について、御指摘したいことがあったので、そちらについてお話をしたいと思います。

まず、一つ気をつけていただきたいということで、自殺事案もありますので、競技スポーツを推進する際に、トップアスリートを多数輩出するということは、県民にとってもいいことではあるのですが、その選手に対して、それが無言のプレッシャーのようになって、選手自体が心を病むような形にならないようきちんとした配慮をしながら進めていくことが非常に大切だと思っていますので、その点については十分に考慮していただきたいと思います。

子どものスポーツの機会の充実という中に、学校でのスポーツ機会、それからスポーツ少年団の機会などありますけれども、親の状況によっての子供一人一人の格差というか、スポーツに触れ合う機会の格差みたいなものも広がってきているのではないかと私は感じております。例えば送り迎えができないと、自分がやりたかったスポーツだとしても、小学生とか中学生の時点では諦めざるを得ない子供も実際にいるわけですので、そういったところをどういうふうに、子供たちに平均的というか、平等に機会を設けていくのかという視点については余り書かれていないので、どうお考えなのかお聞きしたいです。

2点目は、働く世代のスポーツ参画の拡大は、データ上で下がっていますので、拡大を図りたいということですが、働く世代はまさにスポーツ少年団の送り迎えをしたり、子供たちのスポーツにばかり行っていたり、親がスポーツをしていないと子供もやらないというパターンもありますので、その辺の家族単位としてのスポーツの推進というのは考えていらっしゃるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 子供のスポーツについてでございます。計画の中では、子供のスポーツということで、学校単位あるいは部活動、そしてスポーツ少年団等々という形で掲載させていただいております。親の状況によって格差が生じる場合もあるのではないかと御指摘もございました。私どものほうで一番子供のスポーツ機会として期待しているところが総合型地域スポーツクラブでございます。その総合型地域スポーツクラブは、幅広い年代で多種目という特徴がございます。ぜひともそういったところで子供たちの参画を促していければいいと思っております。もちろんスポーツ少年団につい

でも、引き続き公益財団法人岩手県体育協会と連携して強化してまいりたいと思っております。

それから、2点目の働く世代でございますけれども、働く世代に関しては、どうしてもほかの年代に比べまして、スポーツ実施率が低いということがございます。特に女性についても働く世代のところが高いということがございまして、まず自分で動いてもらう、スポーツをすること自体が楽しいのだということを感じてもらいたいという必要があると思っております。そのためのツールとして、多世代ということであれば、総合型地域スポーツクラブというものがございまして、そちらでスポーツをする楽しみというものを経験していただいた上で、さらに生涯スポーツにつながるということを期待するものでございます。

○ハクセル美穂子委員 子どものスポーツ機会の充実ですが、私も、総合型スポーツクラブの取り組みが全県に波及していくのがよいと感じていましたので、そういう答弁をいただいたのはありがたいなと思います。ただ、市町村によって足並みがさまざまで、雫石町は余りやっておらず、まだ進んでいませんが、滝沢市ではチャグチャグスポーツクラブという、いろいろな競技を小学生時代に経験できるようなよい取り組みをされていて、このような取り組みが県内にさらにもう少し広がり、運営の仕方などを伝えていただく役目が県にあるのではないかと感じておりましたので、小規模にするとか大きくするとか、その辺のところは市町村で考えるとしても、やり方の普及というのをぜひやっていただきたいと思っております。

それから、働く世代のところもおっしゃるとおりで、ただ働く世代の女性が行けないのは、小さい子供がいますと、その子供を脇に置いてでもできるようなスポーツとか、一緒にできるスポーツ、ヨガとかピラティスとかありますけれども、そういったものもやっていただくと、お母さんの産後の回復にもすごく活用できるので、ゆっくりしたスポーツですが、ぜひそういったところも普及していただきたいと思っております。

最後、もう1点なのですが、スポーツを通じた健康増進のところなのですけれども、こちらのほうにスポーツ医・科学の知見を生かして健康づくりと体力向上の取り組みを支援するということが書かれているのですが、私以前に地域包括ケアシステムの先進地というか、発祥の地である公立みつぎ総合病院という病院にお邪魔したことがあるのですが、そちらでは80歳ぐらいのおばあさんが、トイレに行ったときにうまくできないということで、トレーニングルームで1カ月ぐらいトレーナーがついて、そのための運動機能のトレーニングをして、自分でいろんなことができるように回復させて、独り暮らしもできるように戻してという、とてもいいシステムをやっていたらいいのです。地域包括ケアシステムの中にも、やはりスポーツのこのトレーニング部分ときちんと連携していくことが大切だと思っております。その点についてもぜひこの計画の中に、どういう形でやったらいいかわからないのですが、福祉との連携についても考慮していただきたいなと思うのですが、その点についてお聞きして終わりたいと思っております。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 スポーツ振興課には盛岡市青山駐在の職員がおり



まして、その中にはスポーツ医・科学の担当もございます。そのスポーツ医・科学の担当は、さまざまな測定を行った上で、アスリートに対してトレーニングメニューの提供や県民に対しては健康づくりのためのメニューの提供も実施しているところでございます。そのほかに、先ほど委員御指摘の公立みつぎ総合病院のケースなどは、恐らく介護予防のリハビリテーション的な扱いなのではないかと思っておりますが、そういった部分までスポーツという観点から取り入れるべきものかどうかという点、保健福祉部とも相談させていただきたいと思っております。

いずれにしろそういったアスリート育成にしても、健康づくりにしても、スポーツ医・科学といった最新の考え方を取り入れたものが必要だということでここには書かせていただきましたので、その中で必要に応じ、記載等を検討させていただきたいと思っております。

○**ハクセル美穂子委員** 盛岡市など大きな市だと、そういったトレーニング施設がある病院があったりして、中でリハビリもできるということもあると思うのですが、ふだんの生活の中で、例えば中山間地とか小さな医療規模の自治体だと、そういったトレーニング施設が体育館に置いてあって、なかなか病院と連携するということに進みづらい部分も見えていましたので、ぜひ保健福祉部とお話をしていただいて、県内各地でできる事例を広めていっていただきたいと思っておりますので、その点お願いして終わります。

○**斉藤信委員** スポーツ推進計画にぜひ入れてほしいのは、スポーツ界からの暴力行為の根絶です。昨日の一般質問でも取り上げましたし、県立平舘高等学校の相撲部でも、体罰、暴言がありました。これは、厳しい処分がされたけれども、御両親が裁判に訴えて和解ということが提起されたということがあります。本当にスポーツを楽しむというのであれば、公益財団法人日本スポーツ協会や、公益財団法人全国高等学校体育連盟も公益財団法人日本中学校体育連盟も一緒です、あの宣言は。実態が実態ですからあの宣言に基づいて一切の暴力行為を根絶するということをスポーツ推進計画の中にもしっかりと位置づけるべきだと。ぜひそのことを盛り込むようにしていただきたい。

もう一つの問題は、小学生のスポーツ活動なのです。14 ページの中では、二極化傾向が見られると。いわば運動、スポーツの好きな児童と、やらない児童という形の二極化。やっている子供は、実際はやり過ぎなのです。エディー・ジョーンズさんが、ラグビー日本代表のヘッドコーチをやって、東海大学のコーチに入って、日本のスポーツ界をずっと見てきた。小学生のスポーツを見てびっくりしたと。小学生であんなにやる必要はないのだと。スポーツ少年団にしてもいろんな形でも、全く非科学的で、やり過ぎの形になっているのだと思います。欧米と比べたら、エディー・ジョーンズさんが言うように日本は異常だと。だから、育たないのです。高校野球なんかもそうなのだけれども。そういう意味でいくと、15 ページのところ、近年長時間練習、こういうことにちょっと触れているのです。私は認識が甘いのだと思います。子供たちがスポーツを楽しみ、いろんな能力を育てる時期に、一つの種目でやり過ぎというのは、その子供の成長、発達にとってもスポーツにとっても、決していい方向ではないのだと思います。だから、そのことは少し実態も把

握して、分析する。小学生や中学生のときには、いろんな競技をさせる必要があるのだと、そういうことも言っているのです。結局スポーツ少年団も、監督の言うままなのです。自分で物を考え、スポーツを楽しむという、こういう訓練が全く不足している。日本のラグビーが大変頑張ったのだけれども、何を彼は一番気をつけたかという、自分で考えるスポーツです。監督に言われなくても、自分たちで現状を把握して自分たちで作戦を立てる。そういうのが日本の選手が一番弱いと。その意識改革をやり遂げて、日本のラグビーというのは今世界に伍するような力をつけてきたのだと思うけれども、幼少期からのスポーツのあり方、ゆがみというのは、今かなり深刻ではないのかと。

部活動のガイドラインも1日2時間と言ったでしょう。これはスポーツ少年団の活動を含めて2時間以内なのです。全国的に有名な、全国大会でも優勝させているサッカー監督は、週3回くらいしか練習しないと。そして、本当に選手に物事を考えさせた。もちろん怒らない。そういう形で全国トップレベルの競技力もつけたという、これは有名な方で、本にも出ています。大切にすべき11の大切というやつです。そういう今のスポーツのゆがみ、これを私は特に小学校、中学校の段階では実態を把握して改善すべきであると。この二つについてお聞きします。

**○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** まず1点目の暴力行為の根絶についてでございます。私どもとしても認識としては全く一緒でございます。暴力行為については根絶していかなければならないと考えておまして、内容としては、国際的に活躍する競技スポーツの推進の中に、競技力向上を支える人材の育成、それから競技力向上を支える環境の整備の2カ所に記載しているつもりでございますが、まだ内容的に不足な点があれば追記させていただきたいと思っております。

それから、2点目でございます。スポーツ少年団につきましては、中には勝利に固執するタイプの少年団があるということも聞いたことがあります。そういった形で勝利至上主義のような形になりますと、弊害がありまして、やはりオーバーワークによってスポーツ障害が出てきたり、あるいはハードワークによって競技そのもの、スポーツ自体が好きではなくなってしまうという弊害もあろうかと思えます。そういった部分がありますと、私どもが本来目指しております、生涯を通じて、ライフスタイルを通じて生涯スポーツに取り組むという本来の目的といったものも達しなくなりますので、そういった部分を踏まえて改めて教育委員会と連携しながら、部活動、それからスポーツ少年団、そういった部分についての指導者の資質向上、あるいは環境の整備といったものに努めてまいりたいと考えています。

**○斉藤信委員** 国際的に活躍する競技スポーツの中に書いてあるという話なのだけれども、そういうレベルも大事なだけれども、私が一般質問でも取り上げたように、部活動の中でもそういうことが起きているわけだから、全てにかかわる問題です、このスポーツから暴力行為を根絶するというのは、プロのスポーツにもある。そして、本当に全日本と言われるような競技の中でも今も社会問題になっている。プロや競技力の高い分野だけの問題

ではなくて、特にスポーツ少年団などというのは、罵声、怒声が繰り返されるようなことがありますよ。私は、公益財団法人日本スポーツ協会が、これは指導員として本当に認定したのかと思うような事例が少なくないと思います。だから、しっかり全体にかかわる問題としてこれは明記をする必要があるのではないかと。

そして、私は小学生がそんなにやらなくていいと思うし、週5日もやらなくていいと思います。あとは多種目に親しむというか、そういうことも、何か小さいときから一つの種目でスパルタ的にといい、こういう世界の中で例のないようなやり方は根本から見直して、スポーツ医・科学の成果をしっかりとそういう分野にも徹底する必要があるのだと思います。改めてお聞きします。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** 今年さまざまな中央競技団体の問題が出されてきて、私どもそういった部分についても非常に心を痛めて、この対策について記述させていただいたものですから、たまたま国際的に活躍する競技スポーツの推進のところに記載させていただきました。今回の御指摘を踏まえまして、改めて検討させていただきたいと思っております。

それから、多種目に親しむという方向性については全く同感でございます。スポーツ医・科学の部分もかなりの成果を上げておりますので、そういった部分も活用して指導者に対する研修等を通じて、そういった部分を広めていきたいと考えています。

○**斉藤信委員** ぜひこの推進計画に位置づけて、しっかり研修もやると。そして、あらゆるスポーツから暴力行為を一掃する、そういう計画にぜひしていただきたいし、少年期のスポーツのあり方についても、もう少し立ち入って、これはやっていただきたい。

最後ですけれども、総合型地域スポーツクラブというのが1万2,000人余の会員を有しているということ、私は認識不足なので、これは25市町村、57クラブが設置されているところには書かれていますけれども、具体的にどんな形でつくられて活動されているのか、その活動の中身というか指導者というか、そういうのはどうなっているのか示してください。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** 総合型地域スポーツクラブでございますけれども、当初国主導でそういったものをつくりましょうという形で進められ、全国各地に設置しているものでございます。その団体としては、NPOですとか、あるいは任意団体等で立ち上がっている団体でございます。中には、それぞれの市町村の体育協会が関与して設立された団体もございます。

そういった形で、さまざまなスポーツを実施しておりますけれども、いわゆる競技スポーツ系のものや、あるいは高齢者向けのスポーツ、スポーツ吹矢や、障がい者スポーツのボッチャなど、そういうものもいろいろ組み合わせ、多世代で多種目というものを志向しているクラブですので、総合型という言い方をしております。今年もう一つふえまして、現在は58クラブになっております。県内では30市町村できております。

○**斉藤信委員** 総合型地域スポーツクラブ、これ自身はどんどんふえていると。これは、

自治体からの具体的な支援、またスポーツ団体の関与はどのようになるのですか。今後これを広める上で、どういう取り組みをしようとしているのか示してください。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** 総合型地域スポーツクラブは、基本的な理念としては受益者負担で、会員からの会費によって実施するというのが基本的なスタンスでございますが、自治体からの支援ではないのですけれども、自治体から指定管理を受けている例等がございます。それから、支援ということではなくて、さまざまな事業の委託、健康づくりの事業ですとか、以前は介護予防の事業など委託を受けていたこともございます。

今後でございますが、総合型地域スポーツクラブの指導者、スタッフが、教育委員会から依頼されれば、部活動指導員として派遣されることもあり得るのではないかと考えておりまして、市町村の体育協会や、県の競技団体、陸上競技などいろいろな競技団体がございますけれども、そういった部分との連携の上で、各自治体あるいは教育委員会と協力していく方向性で今のところ考えております。

○**郷右近浩委員** 担当課の推進計画の素案ということで出されております。冒頭の説明でもありましたけれども、総合型地域スポーツクラブに移行するというか、これからお願いしていくことを含めて入っていますが、今回この推進計画ができたなら、学校教育の部分での部活動のあり方等との整合性というか、どちらが上位として考えるべきなのかという部分や、それから総合型地域スポーツクラブにさまざまなものをお願いしていくという方向性にもなっていくとしたときに、先ほど部活動指導員という話もありました。財源などは、どのような形で移行していくのか、県の施策としてどのようにやっていくというイメージみたいなものは何か教育委員会とすり合わせてあるのかどうかについてまずはお聞きしたいと思います。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** 教育振興計画がこの後説明されると聞いておりますけれども、スポーツ振興推進計画についても、教育振興の計画についても、いずれも次期総合計画の下に位置づけられる具体の計画と承知しておりますので、どちらが上とか下とかということではないと思っております。

教育委員会との連携という意味では、このスポーツ推進計画を策定する際にも教育委員会に具体的に記載していただかなければならない事項もございましたので、今回も部活動の部分ですとか、学校体育の部分というものは、教育委員会と連携して作成したものでございます。

同様に、今後部活動指導員という形で、その部活動指導員をどこから連れてくるかというのは、教育委員会や各学校で考えることだと思いますけれども、総合型地域スポーツクラブでそういう適したスタッフがいるという情報などについては、適宜連携して取り組んでいくというものでございます。

財源につきましては、部活動指導員という形で、非常勤職員だと思いますけれども、教育分野のほうで支出するものと考えておりまして、これが直接総合型地域スポーツクラブの財源になるかということ、必ずしもそうではないと考えております。

○郷右近浩委員 今 30 市町村で 58 クラブの総合型地域スポーツクラブがあるということでお伺いしましたし、部活動指導員関係の事業については、奥州市においてもモデル事業が入って、いろいろやっただけではないので、現場を見ているのですけれども、今回の計画の中にクラブマネジャーの育成が必要とあります。総合型地域スポーツクラブを稼働していてクラブマネジャーをしっかり育ててやろうというところは、大体市町村からいろんな委託業務、指定管理料をとりながら、なおかつそれでは全然足りないで、t o t o などのお金を申請して、それで何とかクラブマネジャーの育成をし、育成した後雇っていると。ただ、t o t o 自体も、例えば今であるとオリンピックにお金がかかるということで大幅に削られ、安定的にクラブ運営ができる環境についてはどこも基盤が弱いという状況ではないかと私は拝見させていただいております。

ですので、子供たちの育成や地域スポーツなどを本当に総合型地域スポーツクラブの方々と一緒になりながら取り組んでいくというときには、県としても、施策について、一緒になって取り組んでいかないと、計画としては立てても、それが実現には向かっていかないのではないかと危惧しているものであります。そこをしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、そこら辺どう考えているのでしょうか。

○城内よしひこ委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。この際、昼食のため暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 総合型地域スポーツクラブの運営基盤、あるいは財政基盤についてでございます。そういったものの弱さ、それから認知度がもう少し、いまいちというところの弱さ、これについては私どもも承知しております。

それで、県といたしましては、広域スポーツセンターという組織、中間支援組織のようなものを設置いたしまして、これを岩手県体育協会に委託しております。広域スポーツセンターにおいて、市町村などクラブの支援業務、それからもう一つがクラブマネジャー等の指導者の育成、ネットワーク促進等というもの、それから広域スポーツセンターの普及啓発の業務を三つ委託しております。こういう中で、それぞれの総合型地域スポーツクラブを訪問して具体的な相談に乗るケースもある、あるいは研修会等を開催しまして、それぞれ新しいスポーツについて実技等も行いながら研修するというような業務を推進して、クラブマネジャーの資質向上、あるいは経営基盤の確立について取り組みを進めているところでございます。

○郷右近浩委員 この間も優良とされていたモデル的な総合型地域スポーツクラブでも、t o t o の予算が減らされた際に、それまで中核的にやっただけだった職員の方々が

やめる、離れるといった中で、何か事業をしないともたないということで、今度はニュースポーツなどの補助金がつくようなものをかき集めてやっているような形をとっています。やっぱり生き残らなければいけないとなると、どうしても本来の部分を見失ってしまう。日本における総合型地域スポーツクラブが、平成 14 年に厚生労働省が旗を振ったときに、定着しなかったというのは、地域の方々が会費を払って、成り立つようなクラブ運営ということが、日本の文化になかなかフィットせず、財政基盤などなかなかつけれないということで、さらに部活動などの学校での教育という部分を含めたスポーツという考え方がなかなか融合できないでいたと。

今現在私の住んでいる地域でも、それぞれの学校単位にあったスポーツ少年団が、どこの子供も少なくなってしまうています。では一番機能しているのはどこだといったときに、実は総合型地域スポーツクラブにある同じスポーツ種目のクラブが生き残っていたり、活発な活動になっているといった側面もあるものですから、総合型地域スポーツクラブと学校教育をどう結びつけていくかが本当に大事なところではないかと思っていますところがあります。

ですので、スポーツ推進計画が今回つくられるということですので、そこを丁寧に、学校教育の部分と総合型地域スポーツクラブという部分をしっかりやっていただきたい。理念としては、こうした計画をつくって進めていくということに何も異存はありませんので、ぜひみなでともに考えるいい機会にさせていただければと思います。今回部活動を週 2 日間休むという方針というか考え方が出てきておりますけれども、高等学校等になりますと、例えばスポーツで名前を売りたい学校においては、昼間からグラウンドに出ている種目の競技があったりとか、一体どのように整理されるのか。私立学校関係ではそのような形になっていると認識しているわけなのですけれども、やっぱり全体的に部活動のあり方というのを考えたり、スポーツをやる環境を考えたとき、トータルでそうした部分も含めてぜひ考えていただきたいと思いますが、特にも前段の部分について、御所見がありましたらお伺いしたいと思います。

**○菊池文化スポーツ部長** 総合型地域スポーツクラブにつきまして、この計画にもいろいろ織り込んでいるとおりでございまして、これからの県民生活に欠かすことができないものでして、我々が考えている単位は市町村区域レベルのそういった生涯スポーツの振興、あるいは再三御指摘いただいたスポーツの適正化といったものにも非常に力を持ってほしい団体機能でございまして。先ほど広域スポーツセンターのお話を紹介しながら、県としてやれることというのを、今どういうことをやっているかを御紹介させていただきましたが、アスリートを育てていくに当たってもやはり役割分担がありますし、生涯にわたって、県民の健康を維持増進していく上でも総合型地域スポーツクラブの役割というのは非常に大きいということ。そしてまた、余暇や生きがいを見つけていく上でも、あるいは親が子供を安心して預けられる、そういった意味で、家庭も頼りにするし、学校教育と地域教育、社会教育も頼りにし合う、そういったところの一つの大きな結節点にこの総合型地域スポ

一ツクラブがなっていくのだろうという認識でこの計画をつくってきております。

また、来年度以降の事業におきまして、総合型地域スポーツクラブの一層の育成のために、やがて自立的な経営ができていくように、これは市町村との連携が重要です。市町村が何といてもきちんと支えて、会員もふやしてもらわなければならないですし、そういった取り組みもしながら、みんなで支えて伸ばしていかなければならない部分だと思っております。

加えて、先ほどコンプライアンスの話を斉藤委員からもいただいておりますが、スポーツにおけるコンプライアンス、暴力の排除とか、さまざまな面においても、これも県としては先ほど言いました岩手県体育協会を中心に各競技団体、地域にさまざまなアプローチをして、今コンプライアンスの確立に一生懸命取り組みを始めたところです。来年度はもう少しチーム化するなどして機動的に動くような体制を、競技団体とも一緒になって、スポーツ界においてつくっていただく。主体はいずれも市、競技団体や協会なのですが、それを我々県としてこういった計画をベースにさまざまな支援をして、県民にとってよりよいスポーツ環境をつくっていくという使命を十分に自覚しているつもりでございますので、今後とも守らせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○郷右近浩委員** これからパブリックコメントということでもありますので、私も総合型地域スポーツクラブの運営にかかわっているところもありますし、いろいろな方々に意見をもらえるような、そしてそれを県の中で反映していただけるように、全てが反映するものでなくても、いろんな考え方というのをぜひ聞いていただけるようにと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先日一般質問におきまして、釜石のラグビーワールドカップ2019の成功と、県としてもというお話をさせていただきました。釜石市の担当者から、何とか5億円を捻出していたらとといった切実な思いをいただいたということで、御答弁をいただいたわけでありましてけれども、その際なるべく議員おっしゃるとおりということでしたが、私としてはしっかりと5億円は何とか捻出するというぐらいの答弁をいただければ、釜石市の担当者も安心できたと思うわけでありましてけれども、例えば県としていろいろなものを決めて進めておられるのか、御所見をいただければと思ひます。

**○菊池文化スポーツ部長** 先般の一般質問におきましては、郷右近委員の御意見、お話し、熱い思いを参考にさせていただきながら検討していくというお答えをさせていただいたのですが、これにつきましては、やはり役所としての一つのルール、細かいことを言えば財政規律や財政機関の問題もあるので、要請内容を精査して、答えを出していきたいと思っております。

釜石市が、席上で具体的数字を述べられたところでございます。そこにつきましては、それも含め検討させていただくというところでございます。

ただ、しっかりと釜石市を支えなければならないと思ひますし、委員がおっしゃった覚悟を持ってこの大会に、地元市もしっかり取り組んでもらわなければならないということ

もごさいます。これからどういう行く末になるか、なかなか見通しにくいところはありませんが、そういったものもできるだけ勘案しながら、対策を決めていきたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。大変御苦労さまでした。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。初めに、議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第4号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費のうち商工労働環境部関係、第7款商工費、第3条第3表債務負担行為補正中、追加中2を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤副部長兼商工企画室長 議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第4号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。議案（その1）の4ページをお開き願います。

当部関係の歳出予算は、5款労働費の609万7,000円の増額のうち、3項労働委員会費を除いた553万6,000円の増額、7款商工費の995万4,000円の増額、合わせて1,549万円の増額補正であります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。以下、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承願います。それでは、予算に関する説明書の27ページをお開き願います。

5款労働費、1項労政費、1目労政総務費の管理運営費の増額は、職員給与費に係る所用額を補正しようとするものであります。

28ページに参りまして、2項職業訓練費、1目職業訓練総務費の職業能力開発指導監督費の増額及び2目職業訓練校費の管理運営費の増額は、いずれも職員給与費に係る所用額を補正しようとするものであります。

次に、少し飛びまして、37ページをお開き願います。7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費の管理運営費の増額は、職員給与費に係る所用額を補正しようとするものであります。

38ページに参りまして、2項観光費、1目観光総務費の管理運営費の増額は、職員給与費に係る所用額を補正しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。議案（その1）に戻りまして、8ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正のうち、当部関係のものは事項欄の岩手産業文化センター施設整備事業であり、岩手産業文化センターのスプリンクラー設備更新が翌年度にわたることから、期間及び限度額を定めて債務を負担しようとするものであります。



以上で補正予算議案についての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第12号岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○熊谷経営支援課総括課長 議案（その2）の67ページをお願いしたいと思います。議案第12号岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。便宜、配付しております資料、改正する条例案の概要により説明申し上げます。

まず、この条例でございますが、中小企業者等の事業の再生の促進に資するために策定した事業の再生計画に基づき岩手県信用保証協会が中小企業者等に対し、権利を放棄する際に県も協調して回収納付金を受け取る権利の放棄をすることに関する事項を定めたものでございます。

まず、改正の趣旨につきましては、産業競争力強化法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。この産業競争力強化法には、中小企業再生支援等に関し規定がございまして、本条例において権利の放棄等の対象とする事業の再生に関する計画の中に、この産業競争力強化法を根拠とする計画を規定しているところでございます。今般この産業競争力強化法の一部改正に伴い、本条例における引用条項が変更となりましたため、所要の整備を行おうとするものでございます。

条例案の内容について御説明いたします。条例第3条第2項に権利の放棄等の対象とする事業の再生に関する計画、これは9種類の計画を定めておりますが、このうち産業競争力強化法により位置づけられている第5号から第7号の三つの計画について所要の整備を行うものでございます。

第5号は、中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された計画でございます。第6号は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する中小企業再生ファンドの支援を受け

で策定された計画でございます。第7号は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の支援を受けて策定された計画についてでございます。

なお、今回の改正は、引用しているいわゆる条項ずれに伴うものでございますので、内容については変更がないものでございます。

最後になりますが、条例改正に伴う附則でございますが、施行期日については産業競争力強化法の一部改正が既に9月25日に施行されておりますので、条例は公布の日から施行することとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋孝眞委員 この条例ですけれども、今までにこの権利の放棄をした部分というのはどの程度あったのかを教えてくださいたいと思います。この間、ファンドの損失処理もありましたけれども、それがかかっているのかどうかということも含めて、お願いいたします。

○熊谷経営支援課総括課長 この条例で求償権を放棄した実績でございます。今年はまだ実績がございませんが、平成23年度から昨年度、平成29年度までで計80件の権利放棄しております。内容ですけれども、9の再生計画があると先ほど説明しましたが、そのうち東日本大震災事業者再生支援機構、いわゆる債権買取、二重債務の関係の支援機構が行ったものが48件、それと岩手県産業復興相談センター、これは県のほうの買い取り機関でございますが、そちらが32件で、合計で80件でございます。

いずれも中小企業東日本大震災復興資金等の資金を使った際に事業再生計画を立てた案件でありますので、9月定例会の2号ファンドの案件とは全く別の東日本大震災津波における経営不振等による事業者再生を支援するための支援制度になっております。

○高橋孝眞委員 その場合に、その計画を立てる部分で、例えば中小企業再生支援協議会、これは実績がないようでありますけれども、再生計画をつくる場合は県がどのようなかわり合いを持って対応しているのでしょうか。一緒になって再生計画をつくるなど指導を一緒になってやっているのかどうか。今までの融資していた部分についてはどうだったのかについてお伺いいたします。

○熊谷経営支援課総括課長 この80件、これまでの実績のうち9割の制度資金が中小企業の東日本大震災復興資金の実績となっております。制度融資については、金融機関が受け付けをし、保証会社はその保証をするという審査を行った上で実施するわけでございますが、実際の再生計画は、専門機関である岩手県産業復興相談センター、あるいは国だと再生支援機構がつくり、それを各金融機関あるいは企業スポンサーが協調しながら債権カット等の協議をしながら再生計画をつくるという専門部分になると思います。県は保証協会を通じて最終的な権利放棄をする場合に、保証協会から申請があり、それを認めて、最終的に権利放棄をするという事務手続に至っておりますので、再生計画自体の中身には県は直接は関与していないところでございます。

○高橋孝眞委員 ちょっとわからなくなってきたのですが、県が融資をしているのでしょうか。それとも、県が融資はしないけれども、保証しているという意味なのでしょうか。

○熊谷経営支援課総括課長 融資自体は金融機関が行いますが、保証協会の保証がつくということになります。中小企業者が金融機関への償還が困難になった場合には、保証協会が金融機関にかかわって代位弁済をするという仕組みになっております。県はリスクの高い融資制度について、あらかじめ保証協会と損失補償契約を結んで一定の割合で補償しております。ですので、償還困難になって代位弁済した場合には、金融機関から債権が移り、保証協会の債権になるわけですので、その場合に金融機関にかかわって、今度は中小企業者に対して毎月の弁済額とか、どうやって返しますかという相談をしていきます。その際に、回収したお金について、県も損失補償契約に基づき一定割合、補償した分の求償権を持つわけですが、それもあわせて放棄する場合には県も放棄するという仕組みになっております。

○高橋孝眞委員 計画をつくる際に、県はかかわっていないわけですよね。リスクの高い債権といいますか、貸し付けに損失補償するというか、保証協会とともに保証していくわけですね。全然かかわらないで、再生計画を見ないで保証だけするというのは変な気がするのですが、何か裏づけがあるのでしょうか。例えば、これを補償することによって国からお金が来るとか、そういう部分まであつてなののでしょうか。それとも県の独自事業というか、自前のお金を使ってやるということなののでしょうか。私から見ると、リスクが高いから貸さないという意味ではないけれども、内容を審査してやらないとおかしい話ではないかと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○熊谷経営支援課総括課長 最初の制度融資の融資をする場面では、各金融機関がその金融機関の審査に基づいて行い、さらには信用保証協会が保証をつけるかどうかを審査するという二重の審査になっています。県は、万が一中小企業者が償還困難になり権利放棄をするといった事態になった場合には、信用保証協会の審査にのっとり、それが適当と認める場合には県のほうに申請が来ますので、その辺の事業再生計画自体は県にも説明があったりしながら審査をすることになります。

○高橋孝眞委員 ということは、信用保証協会がちゃんと審査をしていると。信用保証協会は最終的には全て保証しなければいけないにもかかわらず、最後にこの分のリスクが高かったから県が補償してくださいという契約を結んでいるということに最終的になっているような気がするのですが、それは変だという意味です。これはリスクが高い債権だから、融資だから、きっちり県もかかわっていましたと。でも融資はしなければいけないということは、それはそれでいいと思うのです。最初に融資する時点でかかわらないで、後から信用保証協会から言われて、これはリスクが高い債権だったし、協議をして県も負担してくださいというのは、変ではないかという意味なのです。その辺はどう考えますか。

○熊谷経営支援課総括課長 この求償権の権利放棄の対象となっている制度融資は、リスクが高いものと説明しましたが、具体には先ほど申しました中小企業東日本大震災復興資金と、あとは中小企業災害復旧資金、それと中小企業成長応援資金といったものが対象で、逆に対象外のものとしては、通常の中企業経営安定資金とか小口事業資金、そういったものは県の損失補償契約をしていないものであります。損失補償契約については、年度初めに、その制度融資ごとに対象となる制度融資を1年間の損失補償契約を結びながら対応しているということになります。

○高橋孝真委員 いいのかもしれませんが、ただ最初に事業計画も見ないで補償するということは、私はあり得ないのではないかとっているだけです。協議して融資しませんとか、そういう意味ではなくて、最初に計画書を見て、なるほど、これはいいですというのは何も問題ないと思うのだけれども、あとから来て、これはリスクが高かった債権だから求償権は放棄しますというのは、幾ら法律の中身ではそういうふうになっていたとしても、最初はきっちりと審査にかかわっているべきではないかという意味なのです。かわらなくていいというのは、逆におかしいのではないかということです。部長、どうですか。

○戸館商工労働観光部長 経営支援課総括課長から説明申し上げましたとおり、これは震災からの立ち上がりをする事業者、再生を期している事業者に対して金融機関が融資をするわけですが、それに対して信用保証協会が保証債務を負うということでございます。その際に、一定割合で県もその責任を負うということで損失補償するわけですが、事業がなかなか難しくなってきたときに、ではその債務をどう最終的に整理していくかとなるわけですが、信用保証協会が代位弁済をしますと、それを今度回収する権利があるわけですが、その回収する権利を信用保証協会が放棄する際に、県に対してあらかじめ放棄していいかどうかという承認申請が来まして、そこを審査した上で放棄をします。その場合には、県もその分のこの条例に基づく権利を放棄するという流れになりますので、そういう事業者を再生させていくための必要な制度だと認識しております。

○高橋孝真委員 回収できませんとなった場合に、求償権を放棄するということは、こちらが融資しているから求償権が出てくるのだと思います。融資しているから求償権が出てきて、これを保証協会が保証したと。保証協会が保証していることはいいのです。それを保証協会に対して県が放棄した分、県の持ち分なのか。その分は保証協会に支払いをしますよという意味だと思うのですけれども、そうではないですか。そういう意味からすると、最終的に県の損失が発生するということを話しているのです。損失が発生するものに対して、あらかじめ審査をしていましたか、協議していたかということをお聞きしたいのです。そこをやっていなくて、なぜ後から保証協会が保証して、それを出しますということになるとおかしいのではないかと。そして、この法律そのものから見ると、震災部分ばかりではないのです。平成15年からですから、東日本大震災津波で発生したからという問題では全然ありませんので、十分協議をして保証をする、それに県も応じていくというのが当た

り前ではないかと思えますけれども、少し検討していただければと思います。

○**斉藤信委員** 今回の説明の80件は債権を買い取りした件数なのだけれども、債権買い取りの実態というのは、5年して営業成績が出てくると買い戻しとなります。債権買い取りになって倒産したという場合だったら、これは仕方がない。しかし、債権買い取りをして5年もたったら買い戻されて、また新たに融資を受けるのです。この80件というのはどういう中身なのか、わかりますか。

○**熊谷経営支援課総括課長** 権利放棄をした80件の内容ですけれども、制度融資別に言うと、先ほど申し上げたとおり、80件のうちの9割、71件ほどが中小企業東日本大震災復興資金によるものでございます。

80件の業種別の状況を見ますと、製造業が31件、農林業が19件、サービス業が14件、以下多い順に卸売業、建設業、金融通信業などとなっております。水産加工については、製造業31件のうち14件ほどとなっております。

○**斉藤信委員** 私は実態を聞いたのです。いわば債権を買い取ってもらって再建をし、営業成績がよくなると買い戻される。だとすれば求償権を放棄する必要はないということになるでしょう。倒産した場合は別です。債権を買い取りして再建したけれども、倒産したというのだったら、これはもうどうしようもない。だから、この80件というのは、そういう形で倒産してしまって、もう回収できないという事業者が80件と理解していいのかどうか、そのことを聞いたのです。この80件の額も示してください。求償権を放棄した額は幾らになるのかということも示してください。

○**熊谷経営支援課総括課長** 最初に、これまでの放棄額の80件の合計は4,753万7,000円余となっております。

次に80件の債権放棄後の状況でございます。それぞれ国の再生支援機構、あるいは県の産業復興相談センターの事業再生計画に基づいて権利放棄をしたわけございまして、その後については債権買い取り先のフォローアップという二つの支援機関が引き続き再生計画に基づいて再建できるように支援をしていくという形になってございまして、その債権買い取り先の経営状況に応じて訪問調査、あるいは販路開拓等も含めたそういった経営支援を行っている聞いております。

○**斉藤信委員** どうも私の聞いたことにストレートに答えがないのです。債権を買い取りした二つの機構、センターがありますけれども、これは全体で何件で、そのうち倒産した件数は何件ですか。

○**熊谷経営支援課総括課長** 二重債務の買い取りの件数については、国と県の会計検査を合わせて276件となっております。そのうち支援を受けているうちの倒産件数については、承知しないところでございます。

○**斉藤信委員** 倒産した件数がわからないというので、これは問題なのだけれども、その80件の求償権を放棄するという具体的理由が見えないのです。276件は、いわば債権買い取りがされているわけです。さっき私が紹介したように、それなりに頑張って再建したと

ころは5年たてば戻されるのです。だから、新たに金融機関から融資を受けて頑張るとなると、また大変なことなので、こういうことは慌ててやるべきでないと思っている。せっかく再建途上でまた戻されて、今度は利子付きの資金を借りるのです。そういうことが課題としてあるので、80件という債権買い取りの分の放棄というのはどういう条件、どういう実態のものが放棄されたのかということを知っているのだけれども、わからなかったらわからないでいいので、ちゃんと教えてください。

○熊谷経営支援課総括課長 この条例につきましては、最初の求償権が生じたときに権利の放棄をするという部分でございまして、その基準については、例えばその中小企業者が求償権の放棄を行わなければ確実に経営が破綻してしまうといった基準ですとか、再生計画に基づいて各金融機関が再生計画に同意していることとか、あるいは適正な期間内にその再生計画が達成される見通しといった視点から、それぞれの金融機関、あるいは企業スポンサーから合意を得て、それに保証協会あるいは県も再建の一員として同意をして迅速な事業再生を図るといったものでございます。

○斉藤信委員 債権買い取りをされた276件全て再生支援機構と産業復興相談センターの再建計画を立ててやるのです。みんな再建計画なのです。今の説明では、なぜ80件かという説明には全然ならない。いわば債権買い取りということは、再建計画とセットなのです。しかし、80件について昨年度までに求償権を放棄するという事は、もう回収できないという判断でそのようになったのかということを知っているのです。何回も聞きたくないのですが、再建計画は全部出すのです。いかがですか。

○熊谷経営支援課総括課長 この80件については県の制度融資を使った分の債権放棄になります。二重債務の買い取り実績は276件ほどありますが、そのうちの80件というのは中小企業東日本大震災復興資金を活用したのものについての権利放棄の部分になりますので、その差ということになります。

○斉藤信委員 何回も聞きたくないのだけれども、いずれ信用保証協会が金融機関に代位弁済すると。それはどういうことかという、やっぱり営業ができなくなったということでしょう、事実上、そういうことではないのですか。だから、事実上の倒産の状態と見られるのではないですか。そのときの保証料の一部を県は放棄するという意味でしょう。先ほど言ったように、それなりの再建をしたところは戻される。買い取りするというのはすばらしい制度だったけれども、5年たつと戻されるのです。だから、この時期の対応というのも、今後なりわいの再生という点からいけば改善すべき課題だと思います。

そういうことも含めて、金融機関は代位弁済されて、その後買い戻してということになったら金融機関だけもうかるということになってしまうので、そういう仕組みではないと思うのだけれども。そこを突き詰めて言えば、80件というのは回収不能となった事業者数と見ていいのか違うのか、どうですか。

○熊谷経営支援課総括課長 今委員からお話がありましたが、権利放棄をする場合には、債権放棄の部分ではありますが、その際には事業再生計画を立てて、今後一定の期間で再

生の見込みがあるという場合に権利放棄を認めているものでございます。

○**斉藤信委員** そうすると、この80件は再建の見込みがあり、それで免除するということですか。しかし、金融機関には代位弁済してしまうのですか。見込みがあるということでは代位弁済してしまって、そういうことをやられるなら、これは事業者にとって悪いことではないのだけれども、本当にそういう制度なのですか。

○**熊谷経営支援課総括課長** 説明が不十分で申しわけありません。スキームについて再度説明します。

通常の保証制度は中小企業者が金融機関から融資を受ける際に信用保証協会が保証人になりまして、中小企業者が期日までに金融機関へ償還するというところでございます。金融機関へ償還困難になった場合には、信用保証協会が金融機関にかかわって代位弁済をするというところでございます。県はあらかじめ信用保証協会と震災の資金などについては損失補償契約を結んでおりますので、その代位弁済によって信用保証協会に生じた損失の一部を県が補償するという制度になっております。

償還困難時には、中小企業者は信用保証協会に返済するということになりますので、その際に県の補償した分もあわせて求償権が生じることになります。

債権放棄の場合には、中小企業者が再生のために九つの再生計画をあらかじめ規定しておりますが、その規定の再生計画に基づいて信用保証協会に対して求償権の放棄について要請があります。それがあった場合に、信用保証協会は審査の上、県に対して求償権の放棄の承認申請をする。この場合において県も、再生計画が事業の再生に資する場合には求償権の放棄を承認するとともに、県の回収納付金を受け取る権利を放棄するといった3段階のスキームになっております。

○**斉藤信委員** これで最後にしますけれども、再建の見込みがあるのが80件と受けとめていいのか、それともこの80件の中には倒産した事業者も入るのか。倒産した場合にはどうなるのですか。当然求償権放棄ですよね。だから80件の実態はわかりますか。

○**熊谷経営支援課総括課長** 債権放棄をする時点では、事業再生計画に基づいて権利放棄しますので、その時点では倒産している事業者ではなくて事業再生の見込みがある事業者が権利放棄の対象になっていると思います。

○**斉藤信委員** 恐らく倒産事業者があるのですよね、債権買い取りをして。この場合はどういう対応になりますか。

○**熊谷経営支援課総括課長** 権利を放棄した後の中小企業者への支援は再生支援機構や産業振興相談センターに移行していますので、そちらでしかるべき対応をしているということで、権利放棄の時点で保証協会の支援から外れるということになります。

○**城内よしひこ委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から、県行政に関する基本的な計画の策定に係る報告2件について発言を求められておりますので、これを許します。

○平井参事兼観光課総括課長 県行政に関する基本的な計画の策定に係る報告についてのうち、みちのく岩手観光立県第3期基本計画の策定について、お手元にお配りしております資料により御説明申し上げます。

まず、県行政に関する基本的な計画の策定に係る報告について（みちのく岩手観光立県第3期基本計画の策定について）という資料をごらんいただきたいと思います。みちのく岩手観光立県第3期基本計画と括弧書きである資料でございます。

1の策定の経緯でございますが、現在第2期基本計画の計画期間が本年度までであることから、今般第3期基本計画を策定するものであります。本計画は、平成21年に議員提案により制定されたみちのく岩手観光立県基本条例第10条に基づき策定するものであり、県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例、第4条の規定に基づき今回報告させていただくものでございます。

2の策定の趣旨等でございますが、観光振興施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しようとするものであります。

3の策定する基本計画の案の概要についてでございますが、観光振興に関する目標や主な施策等について定めようとするものであります。

4の策定のスケジュールでございますが、計画の策定に当たりましては、県内外の産、学、官の有識者等で構成するいわて観光立県推進会議において同会議及び幹事会をそれぞれ2回開催し、会議での意見等を計画素案に反映させたところでございます。また、副知事を本部長とし、県の関係部局長等で構成する岩手県観光産業振興本部会議におきましても、同会議及び幹事会をそれぞれ2回開催し、会議での意見等を計画素案に反映させたところでございます。さらにパブリックコメントに加え、岩手県商工観光審議会や地域説明会を開催し、計画素案に対する意見を幅広くいただきたいと思いますと考えております。

これらの意見等を踏まえた上で2月県議会定例会に提案をさせていただき、御審議をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、本計画の概要につきまして御説明いたします。まず、A3判のみちのく岩手観光立県第3期基本計画（素案）の概要と記載しております資料をごらんいただきたいと思います。



ます。

本計画の主な構成でございますが、現在の計画と同様に五つの章、1、計画の基本的な考え方。2、本県の観光を取り巻く現状と課題。3、計画の目標。4、観光振興に関する施策。5、推進体制により構成しております。

左上にございます第1章、計画の基本的な考え方をごらんいただきたいと思います。こちらにおきましては計画の位置づけ、計画期間、構成などについて記載しておりますが、2にございます計画期間については、現計画と同様に5年間とし、2019年度から2023年度までとしております。

それでは、第2章からは計画素案本体、冊子で御説明いたしますので、みちのく岩手観光立県第3期基本計画（素案）と書いております冊子をごらんいただきたいと思います。

冊子の4ページをお開き願います。このページから23ページまでは、第2章、本県の観光を取り巻く現状と課題として、現状、強み、弱みなどの分析、課題等について記載しております。

まず、4ページでございますが、人口減少と高齢化の進展に伴い国内観光需要の伸び悩みや、地域づくりの担い手不足が懸念されているところでございます。

次に、9ページをお開きください。観光入込客数や宿泊者数につきましては、おおむね横ばいで推移している状況でございますが、ページをおめくりいただきまして11ページでございますが、外国人宿泊者数は急増している状況でございます。

次に、12ページでございますが、観光消費額につきましては2017年には総額ではおおむね震災前の水準となっておりますが、その構成が変化しております。県内外の日帰り旅行者の消費額が減少し、県外からの宿泊客、外国人旅行者の消費額が増加している状況でございます。

次に、15ページでございます。本県観光への満足度につきましては、総合満足度においては7段階評価で上位二つの大変満足、満足を合わせると約9割になっております。また、項目別では体験プログラム・イベント等へ参加する、三陸（岩手）の人と交流する・触れ合う、温泉に入るなど体験型観光やリピーターに結びつく可能性のある要素に満足度が示されております。

次に、16ページをお願いいたします。本県観光の強み、弱みを整理しています。その中の強み、機会についてでございますが、次の17ページをお開きいただきたいと思います。17ページから19ページに「強み」・「機会」の中で特に観光に活用していく必要があるものとして、二つの世界遺産、二つの国立公園、世界無形文化遺産、新たな交通ネットワークによる利便性向上、三陸防災復興プロジェクト2019の開催、ラグビーワールドカップ2019や東京オリンピックなどの国際スポーツ大会の開催など10項目を掲げております。

これらと第2期計画の総括を踏まえまして、23ページをごらんいただきたいと思います。5、本県観光の課題等でございますが、一つ目は幅広い分野と連携した観光地づくりの推進。二つ目は、国内人口減少を踏まえての観光消費単価を上げる工夫などによる観光消費

の促進。これにあわせて三つ目は、外国人観光客の一層の誘客拡大。四つ目は、お客様の目線に立った観光地づくりを進めるための組織体制やそれを支える人材の育成。これらに取り組んでいくべきと整理しております。

次に、24 ページをごらんいただきたいと思います。第3章、計画の目標でございます。

1、目指す姿については、観光産業を地域経済に好循環をもたらす総合産業として確立するとともに、観光消費の拡大を図り、県経済の活性化を目指しております。これは、観光はさまざまな産業や文化に波及効果をもたらしますので、幅広い分野と一体的となった取り組みを強化することで総合産業としての確立と、観光消費拡大による経済の活性化を目指そうとするものです。

次に2、計画の目標値でございます。今申し上げた目指す姿の目標値につきましては、観光消費額を2017年の1,816億円余を、計画目標時の2023年には2,000億円以上とすることを目指そうとするものでございます。この目標値は、国において2020年と2030年の全国における観光消費額の目標を設定していることから、その伸びに準じて算出したものでございます。また、この目標を達成するため、第4章に掲げております四つの政策ごとにも目標値を設定しようということで観光消費額単価、25 ページをごらんいただきたいと思います。宿泊者数、満足度、再来訪意向について設定しようとするものでございます。

26 ページでございます。第4章、観光振興に関する施策では、課題に対応し、目指す姿に向けて四つの政策を進めようとするものでございます。まず、1の観光で稼ぐ地域づくりの推進でございますが、多様な主体の参画による観光地づくりや産業間、分野間における連携強化を進めることにより、観光産業を総合産業として確立し、観光で稼ぐ地域づくりを推進しようとするものでございます。そのための施策でございますが、(1)、観光事業者等の経営力強化と生産性向上。(2)、文化、スポーツ、農林水産など多様な主体の参画による観光地経営の促進。(3)、さまざまな地域の財産を住民生活等との調和を図りながら観光に活用する多様な地域資源の活用。27 ページに参りまして、(4)、幅広い分野との連携によるさまざまな取組の推進。さらに28 ページに参りまして、(5)、多様なニーズに対応する宿泊施設等の受入態勢整備に関する調査・研究。(6)、県内被災地における震災復興の伝承にもつながる教育旅行や企業研修旅行の誘致。(7)、(8)でございますが、特に沿岸地域や盛岡以北の北岩手においては、その特性を生かした取り組みが重要ですので、このように掲げております。以上、八つの施策を掲げております。これら目指す姿を達成するための基礎となるものでございます。

29 ページでございます。2の質の高い旅行商品の開発・売込みでございますが、観光客の多様なニーズに対応した高付加価値型や広域周遊滞在型などの旅行商品造成の促進、売込みにより、観光消費の拡大を図ろうとするものでございます。そのための施策でございますが、(1)、(2)は高付加価値型や広域周遊、長期滞在型旅行商品造成の促進。30 ページに参りまして、(3)、食、文化、スポーツ、医療などの多様なニーズに対応した旅行や閑散期の需要を喚起する旅行商品の造成促進。(4)、付加価値の高いサービスを提供する

ためのハード、ソフト両面での受入環境の整備促進など、八つの施策を掲げております。

32 ページでございます。3、外国人観光客の誘客拡大であります。ラグビーワールドカップ開催などのチャンスを生かし、一層の誘客拡大を図ろうとするものでございます。そのための施策でございますが、(1)、(2)の東北各県とも連携してのプロモーションの展開や、(3)、新たな市場も見据えた受入環境の整備促進、33 ページに参りまして、(6)、クルーズ船寄港を活用した沿岸地域における誘客と消費の拡大。(7)、いわて花巻空港の国際定期便を活用した広域周遊滞在型旅行商品造成の促進と双方向の交流促進など七つの施策を掲げております。

34 ページでございます。4、売れる観光地をつくる体制の整備促進であります。マーケットインの視点による観光地づくりを担う人材の育成やDMOの整備・活動の促進を図ろうとするものでございます。そのための施策でございますが、(1)、(2)の人材の育成、DMOの整備・活動の促進。さらに(3)、沿岸地域におきましては、震災により観光資源自体が大きな被害を受けておりますので、三陸DMOセンターと連携し、観光コンテンツやそれを核とした観光地づくりにも力を入れていこうとするものであります。35 ページに参りまして、(4)でございますが、官民一体のオール岩手の観光推進組織であるいわて観光キャンペーン推進協議会を中心とした地域の観光地づくりへの支援と、これを支えた広域観光ルート構築の推進。(5)、観光客の満足度の拡大、リピーター獲得につなげるための県民一人一人のおもてなしの向上の五つの施策を掲げております。

次に、36 ページに移ります。第5章、推進体制として観光産業の振興を進める各主体の役割分担、観光振興に関する施策の評価について記載しております。この部分につきましては、現計画と同様に引き続き取り組みを進めることとしております。

以上で説明を終わります。

○熊谷経営支援課総括課長 続きます。報告議案第3号、県行政に関する基本的な計画の策定に係る報告についてのうち、岩手県中小企業振興第2期基本計画の策定について御説明いたします。なお、説明は便宜お手元にお配りしております資料に基づき説明いたします。

初めに、1の策定の経緯及び2の策定の趣旨等についてでございますが、現在の中小企業振興基本計画の計画期間が平成30年度まででありますことから、今般中小企業の振興に関する施策を継続的に推進するため、第2期基本計画を策定するものでございます。また、本計画は県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第4条の規定により、今回報告をするものでございます。

3、策定する基本計画等の案の概要についてでございますが、本県の中小企業振興に関する目指す姿を実現するための施策等について定めようとするものでございます。

それでは、計画素案の概要につきまして、A3判の資料を使いまして御説明申し上げます。左上の第1章、計画の基本的な考え方でございますが、中小企業振興条例、基本理念、計画期間、県の次期総合計画等との関係という項目につきまして記載しております。第2

期基本計画は、条例第3条の基本理念を基本的な考え方とし、第1期基本計画の実施内容等を踏まえ、中小企業の振興に関する施策を継続的に実施しようとするものでございます。計画期間は、2019年度から2022年度までの4年間でございます。次期総合計画と一体的に推進することといたしまして、次期総合計画の仕事・収入分野を初め、各政策分野の中小企業に関する施策を横断的に推進したいと考えております。

次に、その下の第2章、中小企業・小規模企業者の現状と課題についてでございますが、県内企業のグラフになりますが、こちらのグラフでは中小企業数はやや増、小規模企業者数は減少傾向となっておりますが、中小企業数は県全体の99.8%を占めているという状況となっております。その下の県内総生産の表では、緩やかな上昇傾向にあります。また、その下の開業率・廃業率の推移では、平成21年から24年には開業率が落ち込みましたが、その後、回復しております。開業率より廃業率が現在上回っている状況となっております。

続いて、その右隣の経営者、社長の平均年齢であります。こちらは年々増加しまして、平成29年で本県は61.6歳と全国平均を上回った状況となっております。

次に、資料の中央の部分になりますが、前計画における主な実施内容等についてであります。第1期計画期間である平成28年度から平成30年度まで、震災からのなりわいの再生や中小企業者の生産性向上の取り組みを初めとし、トータルで359事業、4,223億円の事業に取り組んできたところでございます。本県中小企業・小規模企業者の課題としましては、本県中小企業者99.8%を占める中で、県民の暮らしや地域を支えていること。震災復興では事業再開が8割を超え、まちなぎわいが戻りつつあるものの仮設店舗での営業を余儀なくされている商業者がいまだ200者以上いらっしゃる状況にあること。人口減少、高齢化の進行、人手不足など中小企業を取り巻く厳しい環境の中、生産性を向上させる取り組みが一層必要となっていること。経営者の高齢化が全国を上回って進行しており、円滑な事業承継に向けた取り組みが求められていること。雇用環境におきましては、人材確保が課題であることなどの課題につきまして整理をしております。

次に資料右の上になりまして、第3章、目指す姿では、①、企業の魅力向上、②、働きやすい環境、③、中小企業の商品、サービスの利用の促進というこの三つの取り組みによりまして、赤字になりますけれども、資金、商品・サービス、人材・雇用など、地域経済を地域で回すことにより、持続可能で活力ある循環型の地域経済を目指すということを掲げております。また、第2期計画では新たに重点取組事項を設けまして、震災からのなりわいの再生、生産性の向上、円滑な事業承継、企業・創業、働き方改革の推進、人材の育成・確保・定着の促進という4項目を重点項目としたところでございます。

次に、推進する施策は、1から10まででございますが、1の人材の確保・育成、広報活動から、10の消費の促進まで条例の規定に基づきまして取り組みを整理、体系化していきたいと考えておりますが、今後次期総合計画との整合性、次年度予算も反映させて記載をしていきたいと考えております。

最後、4章には、計画推進に向けてということで、推進体制、市町村との連携、中小企

業の受注機会の確保等について記載しております。

それでは、別冊の素案の説明をさせていただきます。別冊素案の34ページをお開き願います。

先ほど御説明しましたとおり、1から3の目指す姿を掲げまして、そのための達成度を図るための指標を設定することとしております。第1期基本計画では、農林水産業を除いた産業分野における就業者1人当たりの県内総生産と新卒者の県内就職率を掲げております。第1期基本計画の指標につきましては、今後の次期総合計画の議論と予算編成過程を踏まえまして指標を設定していきたいと考えております。また、35ページでございます。下のところに中小企業振興条例に基づく1、事業活動を担う人材の確保・育成及び広報活動の充実から10の消費の促進等まで推進する施策を掲げております。

これに基づいて、次の36ページから53ページまでになりますが、推進する条例の施策ごとに主な施策の概要と指標を記載していくこととし、次期総合計画の政策推進プラン、あるいは復興推進プランの関連する政策項目を、今の時点では政策分野の順番に記載しているところでございます。こちらの部分につきましても別途調整中と書いておりますが、次期総合計画の中間案の議論ですとか、予算編成の過程を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

飛びまして、57ページをお願いいたします。本計画の策定に当たりましては、商工指導団体や中小企業者等、外部の委員で構成する委員会などにおいて議論を踏まえて意見等を計画素案に反映させたところでございます。今後におきましてもパブリックコメントや地域説明会での御意見あるいは商工観光審議会、本計画の外部委員会での議論を踏まえながら内容を修正整理した上で、2月県議会定例会において計画案の御審議をいただきたいと考えております。

○城内よしひこ委員長 ただいまの報告に対し、質疑も含め、この際、何かありませんか。

○高橋孝眞委員 岩手県産株式会社の公正取引委員会からの警告の関係について、最初にお聞きしたいと思います。岩手県産株式会社には県内のいろいろな商品を販売いただいて、五十何億円という販売額になっているわけでありましてけれども、県内経済への影響が大きいのだと思っておりますが、今回このような事態になったことについては非常に残念に思っております。

そういう中で、買い取り販売を岩手県産株式会社は実施していたのではないかと考えています。実際買い取り販売をして、新聞報道から見ますと、最終的には買い取り販売にもかかわらず、さかのぼって値引きをしたという格好になるかと思うのですけれども、委託販売であればそれなりの請求はできるのだと思うのですけれども、買い取ってからこの金額を、経費がかかったからいただきますというのはルール違反ではないかと思っております。県はそれを容認していたと報道されていますけれども、その点についてはどのような考え方の中で容認をしていたのかということをお聞きしたいと思います。

○菊池産業経済交流課総括課長 お尋ねの件でございますけれども、私から背景について

御説明させていただきたいと思います。

まず、今の買い取りと委託販売というお話でしたけれども、この事案の話というのは、岩手県産株式会社が仕入れて、その先の間屋や小売店に納める、そういう物流の話でありまして、この際に配送料あるいは配送の過程でかかるさまざまな諸経費があるのですけれども、岩手県産株式会社は御承知のとおり第三セクターでありますので、一般の準民間、民間の取り引きに比べますと、相当県内のメーカーの分を負担してきていると、こういう実態にあるわけでございます。最近の物流費の高騰ということ、あるいは卸、小売り環境を取り巻く中にございまして、岩手県産株式会社としましては一般の準民間、民間の例でいいますと、基本的にはメーカーが配送料を持つというのが普通なのでございますけれども、その相当分について岩手県産株式会社が負担してきたという経緯がございまして、一部をメーカーにも負担いただけないかということで導入した制度でございます。なので、一旦買い取りは全部いたします。100 買えば 100 買います。ただ、その中で 2%、その辺の経費を頂戴いたしたいと、こういう趣旨で導入したものでございまして、おっしゃるとおりまず余ったからこの分を返すとか、そういうものではなく、まず買い取る分は買い取って、仕入れ分は仕入れて、その中で、物流に要する部分の一部を御負担願えないかということでございまして、それも御負担をお願いしたのは大口の納入事業者さんで、月々の仕入れが 100 万円以上。これは小さいメーカーに対する配慮ということになりますし、2% の設定も、このくらいであればお願いしてもよろしいのではないかとということでの設定ということでございます。

これを 2% 頂戴するのに一旦 100 払って、また 2 いただきますと、双方でまた事業も生じますし、振込手数料も生じます。ということで、2 につきましては相殺という形で、100 お支払いするべきところなのですけれども、98 お支払いするという形で処理をさせていただいたということございまして、差し引いておりますが、これも業者との間で合意した上で進めてきたという事情でございます。

○高橋孝眞委員 公正取引委員会が警告をしたということですが、警告そのものについては、全然気にしなかったと、そういう認識がなかったと、公正取引上、悪いという思いはなかったということをお県の判断でしたという意味ですよね、今の回答から見ると。

○菊池産業経済交流課総括課長 制度自体は去年の 6 月から導入して、今年の 11 月に警告ということですが、制度導入時点に当たりましては、県としてもこれが独占禁止法に抵触するおそれがあるという認識はございませんでしたし、これは岩手県産株式会社も同様だったということでございます。

○高橋孝眞委員 今回の部分については警告だということけれども、本来的には重い措置ではなかったのかなと思うのです、独占禁止法上は。ただ、県が出資している、公共団体が 50% 以上持っているという内容から、この部分で落ち着いたという感じがするわけですが、いずれにしろ物流コストとして費用がかかっているという判断は、どのような判断がされたかということなのだと思いますけれども、七つの店舗ごとに相違が出ていると思うので

す。その計算はされているのですか、部門ごとの収支といいますか、損益はどうであったかという部門別損益はどのように把握した上で、今のように物流コストが上がったのかということはどういう部分から出てきたのでしょうか。

○菊池産業経済交流課総括課長 御質問の趣旨は、店舗というのは岩手県産株式会社の店舗のことをおっしゃっているかと思いますが、岩手県産株式会社は事業の66%ほど卸売りでございまして、その分というのは、次の卸業者、それからあるいは大規模な小売りのお店に納めておると、こういう状況でございまして。なので、店舗となりますと、大変多くありますので、どのケースについてどうというのは個別にはなかなか申し上げにくいのですが、岩手県産株式会社の物流費の推移で申し上げますと、平成22年度が1億6,000万円ほど、これが平成24年度には2億3,000万円ほど、平成27年度には2億7,000万円ほどとこのような形で増大してきているということで、今まで県内のメーカーに配慮してきたということなのでありますけれども、なかなか吸収しきれないということで、このような判断となったということでございます。

○高橋孝眞委員 買い取り販売だとすれば、もう少し安く仕入れればよかっただけの話なのです。後からお金をもらうこと自体がおかしいのではないかとということだと思っております。

最終的には、赤字になったから回収したのではないかと思うのは、赤字ではなかったとすれば、その分は求めなかったわけですね。そういう物流経費を削減する仕組みを考えるべきだったと思うのです。メーカーからこちらに、流通上の関係から見ると中を抜いてしまうような、直接店舗といいますか、顧客に行くような、そういう仕組みをやらせると発送するメーカーの負担になるわけですね。そういうように物事を考えていけば要らなかったのではないかと、余計な経費をかけてきたからではないのかと思うのです。部門別損益収支をきっちり見た上で対応すべきではなかったのかということをお願いいたしますけれども、どうなのでしょうか。

○菊池産業経済交流課総括課長 メーカーに値下げをお願いすればいいのではないかと、岩手県産株式会社の設立の目的が県内事業者の販路拡大による支援というのが当初の設立の目的でございますので、なるべく県内のメーカーからは適正な値段で仕入れましょうということを主眼としてやってきております。

それから、物流経費を削減するべきではないかと、これもおっしゃるとおりでございます。岩手県産株式会社の内部でもそうですし、それから取締役会の中でも、ほかの業者を使うなど、ほかの方法はないのかと検討した経緯はございますが、先ほど申し上げたとおり、物流経費も全体的に上がっていますので、これまで準民間、民間の中であれば負担してもおかしくなかった部分を岩手県産株式会社が持っていたわけでございます。この部分を持ちきれなくなってきたのでお願いしたという経緯でございます。

○高橋孝眞委員 同じ話になるのですが、いずれにしろ後からお金を取るというのはもったいなくてというのが特徴なのです。最初から話をすべきことであって、それはやっぱり弱い人の立場に立って物事を考えていない意味ですから、当然独占禁止法の指摘を

受けると、こういうことになったのだらうと思います。

この買い取り販売なのですけれども、工芸品も買い取り販売だと聞いているのですけれども、在庫としてはどの程度持っているのでしょうか。それから、古い在庫というのはあるのでしょうか、その辺はどのようになっていますか。

○高橋地域産業課長 御質問の工芸品についてでございますが、岩手県産株式会社ですと岩谷堂箆笥や南部鉄器などを専売で売っているものもございますけれども、工芸品の在庫そのものについては把握しておりません。

○高橋孝眞委員 把握していないということは、経営の内容が実際は見えていないということに等しいことなのです。経営の内容をきっちり把握していればこそ、在庫が幾らあってどういうふうになっているか、それから買い取り販売ですから、古いものについて売れないものについては値引き販売してもいいと思うし、処分することも当然だと思うのです。県でもきちんと商工労働観光部長が役員として行っているわけですので、そういう部分をきっちり見て対応していかないと、ただ単に岩手県産株式会社でいろいろ取り扱ってもらっているからいいというだけではなくて、県が45%出資しているわけですから経営体としてきっちりとした管理を私はさせていただく必要があるのだと思うのですけれども、把握していないこと自体おかしいのではないかと指摘をしたいのです。そもそも経営の実態を見ていないということに等しいわけですから、この点どう思いますか。

○菊池産業経済交流課総括課長 県が出資法人の指導監督者という立場で、会社のどの部分まで詳細に把握すべきかというのはいろいろ御議論のあるところなのだらうと思います。これは御参考になりますけれども、工芸品につきましては平成29年度の岩手県産株式会社の売上げの中で3.4%でありまして、在庫の量そのものについてはそんなに多いことではないのかと考えているところでございます。

冒頭申し上げたとおり、出資法人の指導監督者として私どもがどこまで詳細に把握するかでございますけれども、先ほどの御質問の中で、後から差っ引いたのはよくないというお話ですけれども、事前にこういう仕組みを導入するという事で事業者には説明もし、それから覚書を交わした上で実行に移したものでございまして、あずかり知らぬままに取っていたということではございませんので、この点を申し添えさせていただきたいというふうに思います。

○高橋孝眞委員 そのように話をするのであれば、公正取引委員会にそのように話をしたほうがいいですよ。独占禁止法の違反だと警告を受けているわけですよ、堂々と今の回答をしたほうがいいのではないですか。

○菊池産業経済交流課総括課長 公正取引委員会が岩手県産株式会社に入ったのが9月上旬ですけれども、この間、公正取引委員会と岩手県産株式会社との間ではいろいろなやりとりがございまして、今私が申し上げたようなことは、岩手県産株式会社からも公正取引委員会には事情説明をしているところでございます。

いずれ岩手県産株式会社は事情を説明したわけですから、公正取引委員会としては



今回のような警告という判断に至ったと認識しておりまして、私どもも大変厳粛に受けとめなければいけないと思っております、今後岩手県産株式会社と信頼の回復に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○高橋孝真委員 いずれ警告を受けたことについてはそのとおりでありますから、この方法はだめですということを話していることに等しいわけで、それは改善していく必要があるということです。県は 45.8%出資しているわけですよ。どこまでやればいいのかどうかというのはまた別ですけども、株式会社ですからね。出資していて、役員を送っているわけです。管理をどこまですればいいかということではなくて、管理をしていく必要があるということだと私は思うのです。出資法人、第三セクターでもありますし、これからきちり管理してほしいし、財務についてもきちんと見てやってほしいと思います。在庫管理にしてもそのとおりやって、できるだけ県内の生産者やメーカーそのものが利益になるようにひとつ取り組んでいただきたいと思います。

○ハクセル美穂子委員 みちのく岩手観光立県第3期基本計画を御質問したいと思います。

計画の中の外国人旅行者の受け入れ環境など誘客拡大ということできまざま書いていらっしゃるんですけども、個人旅行者の受け入れ環境の整備促進ということ掲げています。これまでもきまざまやっていたらよかったと思いますが、この計画の後は具体的に新しくどのようなものを進めていくのかということをお考えなのか、その点をまずお聞きしたいと思います。

○平井参事兼観光課総括課長 個人旅行者の誘客でございますけれども、今までも二つの柱で取り組みを進めております。1点目は、主にツアー、団体旅行の場合ですと、旅行会社、海外に対するプロモーション、アプローチを中心にやってきたのですが、これからは直接消費者の方々に岩手県をPRしていく必要があるということで、さまざまな媒体、SNSなどの発信力も利用させていただきまして、海外の消費者の方に直接届くようなプロモーションを展開していく、あわせまして、ホームページなどの多言語化でありますとか、またSNSのブロガーを使った情報発信も従前から取り組んでおりますが、今後もさらに力を入れていきたいと考えております。

もう一点は、受け入れ環境整備でございます。個人、もしくは家族、グループでいらっしゃる場合にはガイドがつかない状況でございますので、多言語化や支払いにおけるキャッシュレス化、それから二次交通に対していろいろな声をいただいております。バス、鉄道の使い勝手のよさでありますとか、そういうものに対するフリーパス的なものの使い方やレンタカーの利用促進などに取り組もうということで今年度、一定額をお支払いいただければ一定期間御利用いただけるというようなフリーパスの実証実験をしようということで進めております。これは、来年ラグビーワールドカップ2019が開催されますので、ここで販売ができるように何とか持っていこうと交通事業者と調整しているところでございます。

○ハクセル美穂子委員 私はこの計画の中で質問させていただいているのは、外国人とこの計画の中ではくっついていらっしゃるのですけれども、全国のいろいろな先進事例を見て

も外国人というくくりではなくて、例えばアジア系の人を誘客する、欧米の方を誘客するとなると、その地域によってニーズが全く違うのに、この外国人というくくりの中で計画を立てて、本当にこれが実現可能な計画になるのかという点がすごく疑問に思っております。二次交通に関してはそういう部分もあると思うのですが、本当に欧米系の方がバスツアーを購入して来るのか、旅行商品の造成の促進など、そういうのも書いていますし、広域観光ツアーなどもずっと書いてきている内容だと思うのですが、実際それがどの国の、どのタイプの旅行者に対してのリーチなのかというのが明確でない部分があるとずっと思ってきてまして、岩手県観光立県第3期基本計画の中ではもう少しその辺を精査することも考えていかななくてはいけないのではないかと感じております。

いわて観光立県推進会議のメンバーのお名前も確認しましたが、どうしてもバスツアーなど、大型バスでたくさんの旅行者を受け入れできる大きな施設の方がメンバーになっていますので、そういう視点で計画が立てられているのかと感じるのですが、県内各地を見れば10部屋もない小さな旅館や民宿の方もいて、そういう方々も恩恵を受けるような計画とすれば、また違う視点も入れていかななくてはいけないのではないかと考えるのですが、その辺は今後どのように考えているのかももう一回お聞きしたいと思います。

**○平井参事兼観光課総括課長** 現在岩手県の場合ですと台湾からのお客様が6割ぐらいを占めておまして、非常に比率が高い状況でございます。またお買い求めいただいている旅行商品も団体ツアーが中心でございますが、今年8月にいわて花巻空港にLCCの定期便が就航し、定期便となりますと、今までのチャーター便と違いまして、個人客のお客様もチケットを買っていらっしゃるということもございまして、やはり個人客対応というものもアジアにおいても必要だろうと考えておりますし、また先ほどマーケットごとのターゲットを絞った戦略というものも必要であるというお話はまさにそのとおりでございます。今後ラグビーワールドカップ2019が来年開催されますが、そこには今まで岩手県にいらっしゃる比率の高い市場ではなく、欧米などからいらっしゃるという方をターゲットにして誘客していかなければならないということで、先ほど申し上げたように情報発信や受け入れ環境の整備など、欧米の個人客のお客様を想定した受け入れ態勢整備ということで、今進めているところでございます。

また、御意見の伺い方でございますけれども、私どもも従業員数が10人以下のところの宿の方々ともお話をさせていただきました。キャッシュレス化や、受け入れ環境でありますとか、例えばもっと細かいお話では、欧米の方は露天風呂が非常に好きなのですが、それを個室に入れることはできないかなど、細々とした御相談をいろいろ受けておまして、そのようなきめ細かい対応ができるように、現在外国人観光客受入促進環境整備事業費補助というスキームがございまして、それを見直しながら、ただしスキームについては国の交付金が入っておりますので、国との調整が必要になります。そういうメニューについても弾力的に使えるようにして、特にこれから、ラグビーワールドカップ2019ではお金をたくさんもった欧米の方がいらっしゃる、オリンピックでもいらっしゃる想定して

おりまして、そういう方々のニーズに応えられるような非常に価格帯の高い小さな宿の商品を売っていかなければならないということで、今準備を進めているところです。

○ハクセル美穂子委員 実は、最近スキー場の方ともお話をする機会があって、オーストラリア人の方々が県内にいらして、12月の予約数で今年は去年と比べると200%ぐらいが来ているというお話を受けました。でも、既存のホテルだと部屋が小さいというお話があったり、そういうタイプのクレームが入ってきているので、これからまた違う形で受け入れ環境の整備というのを考えていかななくてはいけないと思いますので、ぜひその点について、これからもやっていただきたいと思います。これはここだけで終わりたいと思います。

あともう一点は、7月に仮設店舗で営業されていた方が本設移行するように、退去してほしいということが沿岸地域であったと思うのですが、その方々は、その後、7月いっぱいでは退去しなくてもいいということで経過措置を受けながら今も営業を重ねてきて、何とか本設展開に移行したいということで頑張っはいらっしゃるのですけれども、本設展開に進むところがうまくいっていないお話も聞いております。それで、仮設店舗で入っている家賃が付加されるようになってきたと聞きまして、そこはそれでしょうがないことなのですが、ただ本設展開するときにグループ補助金を利用して、それから御自宅も再建しているというので、実際に本設展開するときに、もう一個店舗を建てる部分での融資の支援というのが具体的に県からあるのかということを確認したいと思っていましたので、その点についてどういった状況なのか、把握されているのかということをお聞きしたいと思います。

○熊谷経営支援課総括課長 仮設施設での営業の関係であります。先ほど委員からお話がありましたとおり、当初中小企業基盤整備機構が10分の10で撤去する費用の期限が平成30年度末、平成31年3月だったものですから、各市町村ではそれに間に合うように、年度の初めに退去していただいて壊そうという計画を立てたのですが、来年度も引き続き中小企業基盤整備機構の費用が概算要求で出ましたので、このままいくと来年度末という期限にかかわらず仮設施設での営業ができるという形になっております。

各市町村ではそれぞれの入居者に、今後どうするかと、どこで本設再開するか、無償譲渡でそのままやりたいなど意向調査をしております。それに基づいて退去期限にかかわらず柔軟な対応をしていると思いますけれども、その際に本設再開を希望する方についてはグループ補助金や、資金繰りが大変という方には資金面の支援をしているところでございます。県も四半期ごとに市町村から聞き取りをしていて、どれぐらい仮設店舗の営業をしている方がいるのか調査しております。9月末の状況では226者が県全体で仮設営業をしていることを承知しております。

どこに行かれて本設再開するか、無償譲渡の件は市町村が主体にやるところですが、その後の本設再開の上でのグループ補助金あるいは金融の支援については県も連携していきたいと思っておりますので、岩手県商工会連合会、商工会議所も含めて、本設再開に向け

た支援は個々の状況に応じてきっちりやっていきたいと思います。

○ハクセル美穂子委員 確認なのですけれども、今仮設店舗で営業されている方は、期限はなくて、ずっと使っていくことができるということになったということですか。

○熊谷経営支援課総括課長 一律ではなくて、中小企業基盤整備機構が10分の10で撤去費用を持つという今年度末のしがらみがなくなったので、あとは市町村の裁量で決められますのでというところで、今年度設定していた退去期限については、それを越えても柔軟に対応できると考えております。

○ハクセル美穂子委員 それで、そういった内容が御本人に伝わっていない市町村もあるということをお気づきましたけれども、本設展開も考えながら、仮設店舗で営業されている方の中に、本設展開の相談支援もいまだないけれど、どうしようかという悩みを最近聞いた方がいたので、そのまま仮設店舗で使っていくのかどうかという相談すらもはっきりされていないような状況だったので、本設展開する場合にはきちんと県が支援するという、そういうスキームがあることをぜひ市町村にお話ししていただいて、一人でも多くの仮設店舗で営業されている方がスムーズに再建できるような形でお願いしたいと思います。

お話を聞いていると、もともと賃貸で入っていた方が再建されるのが一番大変なような状況ですし、残っている方も自分の建物を持って、それが震災で流された方ではなくて、中身だけが自分のものという方が一番再建が難しいようですので、ぜひその方々に寄り添った支援をしていただきたいと思います。これはお願いして終わります。

○斉藤信委員 私は、中小企業振興第2期基本計画についてお聞きをします。中小企業団体の方々から話を聞いてきましたが、中小企業振興条例が制定をされて、第1期の中小企業振興基本計画がつくられて、中小企業の見方が変わったと、中小企業についての予算もきちんと計上され、金融機関の対応も変わったと、資金が借りやすくなったと、こういう話をしていました。私は中小企業振興条例の制定と、その基本計画に基づく取り組みはそれなりの成果があったと思いますが、この第2期基本計画をつくる上で、第1期基本計画の成果というのをわかりやすくまとめる必要があるのではないか。データだけなのですよ、廃業がどうなったとか、製造業の出荷額はどうなったとか、それはそれでいいですけれども、初めて条例が制定されて第1期の基本計画、3年間やったわけですから、その成果は何なのかということをきちんと盛り込む必要があるのではないか、まずこの点からお聞きします。

○熊谷経営支援課総括課長 第1期基本計画の3年間の成果を記載するべきということで、確かに委員から指摘があったとおり、今は統計を使いながら書いている部分が主でありますので、委員の御指摘を踏まえて、成果については記載をしたいと思っておりますし、別途平成29年度の実績については、2月議会で計画と一緒に別冊で御報告を申し上げながら御審議をいただきたいと思っております。

それと課題についても、現在は箇条書きでしか書いておりませんので、それを含めて記載を充実していきたいと考えております。

○齊藤信委員 この条例、基本計画に基づいて、県内中小零細企業に対する、特に岩手県商工会連合会などからの指導も強まったと、このことも話されております。経営革新計画を作成とか、持続化補助金の活用とか、いろいろな意味で、私はこの条例と基本計画が力になっているのではないかと、それを表だけでなくて、きちんとまとめていただきたい。

二つ目に、共通して言われたのは、被災地の復興は極めて厳しいという話です。7年8カ月赤字が続いていると。だから資金確保も厳しい。全体とすれば金融機関から資金確保しやすくなったが、沿岸は違うと。その点で融資がどうなったとかの記述はどうなのか。22 ページから、東日本大震災津波による被災事業者の事業再開等の取組状況と書いているのですけれども、これはデータだけなのです。このデータを書くのであれば、今年復興局がやった事業状況の調査結果を書かなければだめです。震災前を割っているのがほとんど6割、ひどいところになると5割を割っている。そういう中で、営業再開をしているのです。7年8カ月赤字で頑張っているということも実態だと思うのです。それは事業状況の調査結果でも示されているので、再建したけれども、深刻な状況とされているので、きちんとそこは盛り込んでいくと。

ここでは被災企業の約8割が再建をしたと書いているのだけれども、これ商工会、商工会議所の被害状況調査、これは3カ月ぐらいごとに更新されているのだけれども、これだと70.7%なのです。いわば最初は8割ぐらい再開したのだけれども、本当に息切れして、9月1日現在70.7%、これは経営支援課からもらった資料です。こちらのほうが実態に合っているのではないかと、8割というよりは今7割なのではないかと。そこはぜひ精査をしていただきたい。

東日本大震災津波からの復興は、ハードの復興は着実に進んでいます。しかし、なりわいの再生は、特に商店街の場合には、やっとまちの姿が見え始めました。そして、震災前の売り上げを割って頑張っているというのが実態です。水産加工の問題は、原材料不足、価格の高騰で倒産、廃業が出ている。東日本大震災津波からの復興、とりわけなりわいの再生というのは中小企業団体の方々も今一番の課題であるという指摘です。その位置づけをはっきりさせて、深刻な実態と引き続き支援の強化、このことを明確に押し出すようにしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○熊谷経営支援課総括課長 東日本大震災津波からのなりわいの再生については、第1期基本計画においても四つの重点取組事項の最初に掲げまして、最重点課題と考えております。別途策定している次期総合計画の復興推進プランとも整合性を図りながら、ただいまの指摘も踏まえて計画の策定を進めてまいりたいと思っております。

○齊藤信委員 商工会議所、商工団体の被害状況調査でしっかり見ておかななくてはならないのは、営業再開の比率が陸前高田市で53.5%だということです。大槌町が54.3%、山田町が57%、釜石市で66%です。被害の大きいところはもう4割以上が既に廃業になっているのです。そして、頑張っているところは、先ほど経営支援課総括課長が言ったように、226者は仮設店舗で営業している。今仮設店舗で頑張っている人たちを1者たりとも倒産さ

せないで本設展開とか、さらには無償譲渡などで営業を継続させなかったら、なりわいの再生になりません。私は平均的には見られない、被害の大きいところはもう4割以上が廃業を余儀なくされる中で、なりわいの再生に取り組んでいると。再建した人が赤字続きで大変困っている、そこをリアルに見て、私は今まで以上に知恵を使って、あらゆる支援策を動員してやる必要があるのではないかと思います。

それで、全体の中小企業対策という点でいけば、中小零細企業に対する指導は強化されつつあり、それは評価できることだと思いますけれども、切実な課題は事業承継です。この資料を見ると、事業承継で後継者がいるというのが7割を少し超えるぐらいなのです。意外に後継者がいると答えているなと思います。これが実際に実るかどうかはこれからの努力なのだけれども、事業承継のセンターもつくられたというので、これは例えば零細企業の場合には、身内でなくても事業が承継されるような手立てを今の時代本当に考えていかなければならないのだと思います。

それと販路の拡大で、こういう意見がありました。大阪府あべのハルカスで商談会をやった。大阪府というのは東京と違ってかなり積極的で反応もよかったと。このときは商談会だから商業関係だけで、できれば農林関係も一緒にしてやれば原材料、資材の魅力と商品の魅力とセットで押し出せるのではないのかと、そういうお話もお聞きしましたので、商談会を魅力あるものとしてどのように進めていくのか。販路の拡大というのが中小企業の切実な課題ですので、もっと踏み込んだ支援策が必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○菊池産業経済交流課総括課長 販路拡大の関係で商談会についてお答えさせていただきます。

手前どもの食の商談会では、年度内に名古屋、盛岡、大阪、仙台、東京で、県内の事業者が県外のバイヤーなどと商談する機会というのを設けているところでございます。基本的には食の商談会という切り口でやっておりますので、食料品関係の方が事業者になるのでありますけれども、今委員おっしゃいましたようにその他、食に関連するようところでコラボして、さらにアピールができるようなところがあれば、そういったものについても検討できると考えているところでございます。

○斉藤信委員 それともう一つ、大変切実な課題が人材の確保です。東芝メモリが今年二百数十名——これは高卒者ですよ——確保したと。当初はなかなか確保できず、東北6県をかなり回ったという話を聞きましたけれども、高卒者を何人確保して、そのうち岩手県分は何人なのかわかりますか。

○熊谷産業集積推進課長 東芝メモリの高卒者の内定状況でございますが、東芝メモリによりますと223名が高卒者の内定者でございます。このうち184名が県内と伺っているところでございます。

○斉藤信委員 223人のうち県内184人、これすごいことですね。大企業というのは人を確保するすごい力があるなど。逆に言えば、地元の中小企業への影響がまた大きいのです。

半導体関連、東芝メモリを契機にしてかなり企業が進出していますけれども、この求人数というのはわかりますか、確保した数も含めてわかりますか。

○西野雇用対策課長 来春の高卒予定者の求人の状況ということでお答えさせていただきます。先日、11月末に岩手労働局が発表したところによりますと、県内の高校卒業予定者に向けての求人数は、6,341名でございます。業種別は把握しておりません。

○斉藤信委員 恐らくこの東芝メモリの効果もあって、今年の県内就職率は高まっているのだと思います。現段階でわかりますか、10月末で高卒の採用分。

○西野雇用対策課長 10月末での高卒者就職内定率のうち県内ですが、66.9%とデータが集計されているところです。

○斉藤信委員 66.9%、率直に言えばまだ微増の範囲ですね。だんだん、だんだん、これ東芝メモリの効果もあって徐々に上がっていくのだと思うのだけれども、私は、次期総合計画長期ビジョンを見て少し驚いた。それは県内就職率を2019年から84.5%に引き上げると。かなり意欲的だけれども、余り根拠がないのではないかと思うのだけれども、発想の転換としては大いに評価したいが、何年間の計画で、2019年から84.5%に一気に上げるという秘策はあるのか、その点どうでしょうか。

○西野雇用対策課長 御案内のとおり、かつてない規模の人材確保が急務になっているという状況を踏まえまして、私どもでは5年間で5,000人の内容を想定いたしまして、人材需要に対応するために2019年度から東北トップレベルの84.5%の目標を設定する必要があると考えて設定しているところでございます。非常に果敢に攻めて頑張らなければならない目標を掲げており、これに関しては本当に関係機関を初め県民お一人お一人、皆様と目標を共有して、オール岩手で取り組む必要があると考えているところでございまして、秘策というよりは、一つ一つの取り組みを積み重ね、企業における生産性の向上であるとか働き方改革の推進といった会社自体の魅力や価値を高めるといこと、そして高校生を初め若い人たちに岩手で働く、暮らすということのよさに気づいていただくような機会を数多く設けて、そういった地道な取り組みを積み重ねて、大きな流れをつくっていければと考えているところでございます。

○斉藤信委員 県内中小企業の雇用の確保の必要性和、東北でトップを目指す、ここから84.5%というのは、ある意味機械的に入れたようなものですね。だから、この裏づけは、私は全くこれからだと思います。県教育委員会に聞いたらびっくりしていました。県教育委員会は余り相談にあずかっていないのですね。

高い目標を掲げることは結構だから、ある意味この目標は発想の転換ですよ。取り組みも発想の転換をやって、本当にこれをやることは、北陸地方は90%やっているし、宮城県や山形県は80%を確保しているので、私は決して難しい目標ではないと思うけれども、ただ、今までの実績から見るとかなり取り組みの飛躍がないとこれは生きませんし、東芝メモリ頼りになったのでは、決して地元中小企業が人材確保できたとはならない。

私は何度も黒沢尻工業高等学校の取り組みを紹介しているのだけれども、地元中小企業

と本当に連携をして、そして 60%を超える県内就職率を勝ち取っているのです。あそこは東芝メモリの影響が余りなかった。そのぐらい地元中小企業と連携した取り組みがあるのです。今年水沢工業高等学校も 50%を超えていました。頑張っているところが 60%ちょっとなので、これもまた到達点なので、黒沢尻工業高等学校並みの取り組みをさらにバージョンアップして地元の企業と連携すると、これが私は一番の秘訣だと思います。その仕組み、どのように進めていくのか、ぜひ知恵出して、目標だけは立派だけれども、中身がなかったとならないようにしていただきたい。部長どうですか。

○戸館商工労働観光部長 雇用対策課長から答弁申し上げましたとおり、これまででない規模の人材が必要だということでありまして、岩手県にとっては大きなチャンスだと思っています。今まで、ここまで、あるいはその先も人材を一生懸命育てて、首都圏に、都会に提供してきた、供給してきたというところから、岩手県で暮らして、岩手県で幸せになれるという大きなチャンスでありますので、何としてもこれは生かしていきたいということでもあります。

機械的というお話がありましたが、人材需要はもう既に始まっているわけでありまして、段階的に引き上げていくということは、そのチャンスをある意味逃していつてしまうことにもなりますので、できるだけそこを逃さないように、県内の高校生たちが地元に着いていけるようにやっていきたいということで、かなりハードルの高い目標ではありますが、設定をさせていただいたということでもあります。県内定着のためには地元といいますが、教育委員会のお話もありましたが、学校との連携もまだまだ強化していかなければなりませんし、協力もいただかなければならないと思っています。

黒沢尻工業高等学校の地元就職率の高さというのも工場見学だとか、インターンシップだとか含めて、在学中からのつながりがあって地元に来ているわけですので、企業にもまだまだそういう取り組みを、ほかの高校でも強化していただかなければなりませんし、今までに全くなかったような取り組みを探すというのはなかなか難しいところはありますが、今やっているさまざまな取り組みがありますので、それを強化しながら目標値に近づけるように頑張っていきたいと思います。

○斉藤信委員 この岩手県中小企業振興第2期基本計画の16ページのところで、クレジットカードによる販売とあります。この県内の割合は9.2%。消費税を、クレジットカードで還元なんていうのは、岩手県内の中小企業は1割も対象にならないと。それもわずか9カ月でなくなってしまうような、岩手県の中小企業の実態からいったらナンセンスな話で、そのために投資ができるかといったら、できないのだと思うのです。どのように考えていますか。

○熊谷経営支援課総括課長 岩手県中小企業振興第2期基本計画の16ページにクレジットカードあるいは電子マネーの普及率を記載しています。この普及率は全国に比べてかなり低いもので、全国でも低位の水準になります。ここにあってクレジットカード、電子マネーの販売額を入れたのは、10月に宮古市内において、キャッシュレス導入セミナーを県内



で初めて開催しましたところ、130名ほどの小規模事業者が集まったということもあり、2019年には県内各地でいろいろなイベントがあり、外国人観光客初め、県内外の多くの方がいらっしゃるということ踏まえてキャッシュレス導入を推進したいと考えておりますし、今お話ありましたとおり、消費税というタイミングでレジの改修が必要な事業者もおりますので、そのタイミングで、県のほうもキャッシュレス導入の推進に向けた取り組みができればと考え、岩手県中小企業振興第2期基本計画に記載しております。

**○齊藤信委員** クレジットカードというのは、クレジット会社に手数料を取られるのです。これはクレジット会社のためのやり方ではないかと思えます。そして、売り上げた金額は何カ月後に来るのです。中小企業はそんなやり方ではやっていられないのです。だから、中小企業対策といいながら、中小企業が使えないようなこういうやり方はもっとリアルに見て、政府が言っているから導入すればいいという発想では、中小企業は全然成り立ちませんので、それは指摘だけにします。

最後に、みちのく岩手観光立県第3期基本計画についてもお聞きをしたいと思います。丁寧な説明をいただきました。一つは、東日本大震災津波の復興祈念公園、これ国立の施設ですが、この位置づけが弱いのではないか。国内外に、戦後最大の大災害の教訓を伝承しようという国立の施設ですから、私はここの位置づけをしっかりと据える必要があると思えます。それが三陸沿岸の観光の大きな力にもなるし、震災遺構は意外と残っていないのです。だから、県内に残っている震災遺構のネットワークをつくるとか、そういう対策が必要ではないのかと思えます。これは被災地でなければできないことですから。

もう一つは、三陸鉄道株式会社の位置づけです。三陸鉄道株式会社を沿岸観光の基軸に位置づけてやるという、ここがもう一つ大事ではないのか。三陸鉄道株式会社を県民が使うということを次期総合計画のビジョンにもするぐらいの位置づけをやらないと。三陸鉄道株式会社もたないということは沿岸が落ち込むということですよ。そういう意味で、三陸鉄道株式会社を基軸にした沿岸の観光振興をどうするかということ、もうひとつ知恵を出していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

**○平井参事兼観光課総括課長** 三陸観光の復興でございますけれども、みちのく岩手観光立県第3期基本計画の冊子をごらんいただきたいのですが、まずは28ページの取り組みの中の(7)のところで沿岸地域の固有のコンテンツを生かした復興ツーリズムの促進で、復興祈念公園でありますとか、三陸固有の財産を活用したツーリズムということで記載はさせていただいておりますが、実際の取り組みといたしましては、現在三陸観光を振興するために何が一番ネックであるかと申しますと、やはり交通手段、こちらが非常に大きなネックとなっておりますので、これは震災発災以降からの観光の取り組みとしておりますが、内陸から沿岸に向かうバスを中心といたしました二次交通ツアーの造成を行っております。

さらに、これまで沿岸の宿泊施設につきましては、復興工事関係者が長期滞在ということで非常に高い稼働率でございましたが、復興が進捗するに伴いまして、だんだん需要が

落ち着いてまいりましたので、本来の目的であります観光客が宿泊する体制を整えるために、私どものほうで宿泊もセットにいたしました二次交通込みのツアー商品というのものも、造成の支援をしているところでございます。

あわせて、三陸鉄道につきましては、今年三陸復興絆観光キャンペーンを展開いたしまして、その中で三陸鉄道と県がコラボしまして三陸鉄道の企画列車を催行しております。このような形で、来年3月にははいよいよアス線が一本につながります。そうしますと、北から南まで沿岸を縦に移動する。今までは内陸から沿岸に横移動で沿岸に来ていただいたのですが、今度は縦に移動していただきつつ、沿岸で宿泊施設にお泊りいただいて、そして観光消費を増大させていくような取り組みをすることで、それぞれ記載をさせていただいておりますし、来年の三陸防災復興プロジェクト 2019 やラグビーワールドカップ 2019 など、三陸にお客様がいらっしゃって泊まっていただく機会がございますので、そこに合わせたいろいろなプログラムを展開していきたいと今準備をしているところでございます。

○城内よしひこ委員長 齊藤信委員、そろそろ時間です。

○齊藤信委員 これですら最後です。26 ページで、観光で稼ぐ地域づくりの推進と、気持ちはわかるのだけれども、例えば観光で潤う地域づくりとか、何か少し品があるほうがいいのではないのかと、それは私の意見ですので、そのことを指摘して私の質問を終わります。

○高橋孝真委員 中小企業振興計画ですけれども、この中に先ほども事業承継の話がありました。19 ページの後継者がいますかという部分で、742 事業所中、いいえという回答が 186。それから、はいと答えていても準備していますかという問いには、いいえという回答が 171 ということで、約半分の事業者がまだ考えていない状況であると思うのですけれども、ここでもかなりの従業員が仕事をしていると思うのです。事業承継そのものについて、今のうちから考えてやらなければいけないのではないかと、支援が必要だとすれば支援してやらなければいけないと思うのです。私も事業承継の関係で若干絡んでいる部分がありまして、そう簡単に事業承継は進まないのです。何があるかという、まず財務管理をしなければいけないという部分がこななければいけないのです。財務確認をしないと財産そのものの確定ができない。隠れている財産もあるかもしれないし、隠れている負債もあるかもしれない、全部整理してやっと考えられるわけでありまして、親族がやる場合、従業員がやる場合もそのとおりでありますし、ほかの企業に売却するにしても、やっていかなければいけない。土地を貸しているとか、借りているとか権利関係もかなり複雑な部分がどの事業所にもあると思っています。1年、2年は当然かかると私も思っておりますが、その中で、今回過去には3人以下で7事業所だということなのですけれども、体制強化はするということのかなり強化してやらないと、本当に廃業に陥ってしまう中小企業は多いのではないかと。経営者がいないとなかなかできないわけですし、移行するときは、受けるほうの資金的な面も相当響いてきますので、そういうことを十分に考えて指導體制というのを強力にしていきたいと、計画の部分からやっていただきたいと思

うのですけれども、どうなのでしょう。過去から今回の計画の中で考えているかについてお聞かせいただきたいと思います。

○熊谷経営支援課総括課長 今委員から御指摘がありましたとおり、事業承継は1年では終わりません。2年、3年と時間を要しますので、候補者がいらっしゃる場合についても早目に事業承継の準備に取り組むことが必要だと考えております。

そして、事業承継の事業者の相談先としては、金融機関、税理士や公認会計士が多いようですので、岩手県商工会連合会、商工会議所もそうですけれども、そういった関係者のネットワーク、事業承継のネットワークを昨年、今年で強化してきたところでございます。そこに弁護士会や司法書士会などの士業の方も入りまして、いろいろな相談対応ができるように情報共有しながらやっていくことで対応してまいりたいと考えております。

○高橋孝眞委員 相当時間がかかるので、かなり体制強化をして進めていかないと本当にはできないと感じていましたから、体制的な面を計画の中に組み入れて、目標値をきっちり設けてやっていただきたいと思います。終わります。

○城内よしひこ委員長 これをもって商工労働観光部の審査を終わります。商工労働観光部の皆様、大変御苦勞さまでした。退席されて結構です。

この際、午後3時40分まで休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 会議を再開します。

この際、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋教育長 教育委員会審査の冒頭、大変恐縮でございますけれども、先月発生いたしました県立学校講師の逮捕事案について、先般情報提供をさせていただきましたけれども、改めて御報告とおわびをさせていただきたいと存じます。

この事案は、10月9日に宮古高校の定時制に勤務する男性講師が大船渡市内の女性宅に侵入した容疑により、先月15日に逮捕されたものであります。本人は住居侵入の事実を認めており、一昨日起訴されましたが、現在も拘留されております。このような事案が発生いたしましたことは極めて遺憾なことであり、残念でなりません。本事案につきましては、警察による捜査の動向等も見きわめつつ、余罪を含め事実関係を精査した上で、できるだけ速やかに検討し、厳正に対応してまいりたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、今回の逮捕事案を受け、直ちに全ての県立学校長及び市町村教育委員会教育長宛て通知を発出し、全ての教職員に対し、不祥事について決して他人ごととして捉えることなく、職務の内外を問わず行動規範の確保等を徹底するよう強く指示したところであります。また、県教育委員会におきましては、これまで不祥事の根絶に向けて事後研修の義務づけや所属長によるコンプライアンス宣言などの取り組みを加えながら不祥事の再発防止に向けたさまざまな取り組みを行ってまいりましたが、このように不祥事があとを断たない状況を踏まえ、不祥事の根絶に向け新たな取り組みを検

討し、さらに取り組んでいく必要があるものと考えております。改めて、このような事態に至ったことを重く受けとめ、引き続き不祥事の再発防止に全力で取り組んでまいり所存であります。

説明は以上でございます。大変申しわけございませんでした。

○**城内よしひこ委員長** 次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算(第4号)第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中歳出、第10款教育費のうち教育委員会関係、第3条第3表債務負担行為補正中、追加中4、議案第49号岩手県立図書館維持管理業務の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第50号岩手県立図書館運営業務の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。なお、審査の方法ですが、提案理由の説明は一括で行い、質疑は議案第1号と議案第49号及び第50号の二つに分けて行うこととしたいと思いますので、あらかじめ御了承願います。当局からの提案理由の説明求めます。

○**今野教育次長兼教育企画室長** 教育委員会所管の議案第1号の予算議案につきまして御説明を申し上げ、議案第49号、第50号の公の施設の指定管理者の指定関連議案につきましては、後ほど担当の総括課長から御説明を申し上げます。

まず、議案第1号の平成30年度岩手県一般会計補正予算(第4号)についてでございますが、議案(その1)の5ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会の補正は10款教育費の1項教育総務費から7項保健体育費までの合計8億252万7,000円を増額しようとするものでございます。その主な補正予算の内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、金額の読み上げにつきましては省略をさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

それでは、お手元の予算に関する説明書47ページをお開き願います。47ページでございます。10款教育費、1項教育総務費の1目教育委員会費、2目事務局費及び5目教育センター費は教育委員会事務局及び県立総合教育センター職員の給与改定に伴う人件費につきまして補正をしようとするものでございます。3目教職員人事費は、県立学校児童生徒の重大事案に係る調査委員会、いわゆる第三者委員会等でございますが、その設置に伴いまして、その運営に要する経費を補正しようとするものでございます。

次のページに参りまして、48ページでございますが、2項小学校費から、下のページ、49ページの3項中学校費、さらに次のページ、50ページの4項高等学校費、さらにその下のページ、51ページでございますが、5項特別支援学校費までは、いずれも教職員等の給与改定に伴います人件費について補正しようとするものでございます。

次のページ、52ページに参りまして、6項社会教育費及び下のページ、53ページの7項保健体育費でございますが、社会教育関係職員及び保健体育関係職員並びに派遣職員に係る給与改定に伴う人件費につきまして補正をしようとするものでございます。

以上で予算関係の説明を終わります。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。議案（その1）にお戻りいただきまして、8ページをごらんいただきます。8ページでございます。第3表債務負担行為補正の追加の表中、教育委員会の所管分は表の一番下の4、指定管理者による図書館運営業務でございまして、後ほど御説明をいたします公の施設の指定管理者の指定に関連いたしまして、期間及び限度額をそれぞれ定めようとするもので、期間は平成30年度から平成35年度まで、限度額は8億6,800万円としようとするものでございます。

予算関係の説明は以上でございますが、引き続き公の施設の指定管理者の指定関係につきまして担当の総括課長から説明を申し上げます。御審議よろしくお願いいたします。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 教育委員会関係施設の指定管理者の指定に関する議案について御説明を申し上げます。教育委員会関係施設は議案（その2）の123ページ、議案第49号県立図書館維持管理業務、124ページ、議案第50号県立図書館運営業務となります。初めに、議案第49号岩手県立図書館維持管理業務の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料の1ページをごらんください。いわて県民情報交流センター、通称アイーナに設置されております岩手県立図書館の維持管理業務の指定管理者につきましては、同じくアイーナに設置されております県民活動交流センター及び岩手県立視聴覚障がい者情報センターの指定管理者と一括して環境生活部において公募をしたものでございます。

1の提案の趣旨でございますが、岩手県立図書館の維持管理業務につきましては、平成31年3月31日をもって現在の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定する指定管理者の概要でございますが、公募を行いましたところ1グループから応募があり、いわて県民情報交流センター指定管理者選定評価委員会の審査結果を踏まえ、株式会社N T Tファシリティーズ、株式会社めんこいエンタープライズ、鹿島建物総合管理株式会社、一般社団法人岩手県ビルメンテナンス協会及び岩手県ビル管理事業協同組合の5者で構成する結グループを指定しようとするものであり、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

次に、3の指定管理者候補者選定の経緯でございますが、岩手県民情報交流センター・アイーナの指定管理者の選定と運営評価を一体的に行うため、有識者により構成するいわて県民情報交流センター・アイーナ指定管理者選定評価委員会を設置し、当該委員会において審査を行ったところであります。

資料2ページをごらんください。審査は2段階としており、第1次審査として書類による資格審査を行い、第2次審査としてプレゼンテーション及びヒアリング審査を行った結果、今回提案いたしました指定管理者について、これまでの経験を生かした質の高いサー

ビスの提供が期待できるとともに、施設の管理運営を安定して行う能力を有しているとして選定されたものであります。

4のその他でございますが、冒頭で御説明申し上げましたとおり、本議案の岩手県立図書館の維持管理業務の指定管理者につきましては、県民活動交流センター及び岩手県立視聴覚障がい者情報センターの指定管理者と一括して公募したものであります。指定管理者の指定についての議会の議決は公の施設ごとに必要であることから、議案をそれぞれ提案しているものであります。

なお、いわて県民情報交流センター——アイーナに設置している制震オイルダンパーの中に契約内容に適合しない製品が含まれていることについては環境生活部が中心となって対応しておりますが、現時点で納入業者であるKYB株式会社から、アイーナの不適合製品については現在調査中であり、結果が判明し次第報告するとの連絡を受けているところであり、今後もKYB株式会社に対して早期の対応を求めていくことといたします。

次に、議案第50号岩手県立図書館運営業務の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

資料3ページをごらんください。始めに、1の提案の趣旨でございますが、県立図書館の運営業務につきましても平成31年3月31日をもって現在の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定する指定管理者の概要でございますが、公募を行いましたところ1団体から応募があり、教育委員会所管社会教育施設指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、株式会社図書館流通センターを指定しようとするものであり、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間としようとするものであります。

次に、3の指定管理者候補者選定の経緯でございますが、有識者により構成する教育委員会所管社会教育施設指定管理者選定委員会を設置し、当該委員会において審査を行ったところであり、

資料4ページをごらんください。審査は書類審査、プレゼンテーション及び面接審査を行い、その結果、今回提案いたしました指定管理者について、現行の管理受託者として適切な運営を行ってきたほか、企画展や巡回展におけるさまざま工夫やレファレンス事業の充実、コンシェルジュによる利用案内等に取り組んできたなど、今後も適切な運営が期待できるとして選定されたものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○城内よしひこ委員長 初めに、ただいまの説明のうち、議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中歳出、第10款教育費のうち教育委員会関係、第3条3表債務負担行為補正中、追加中4について質疑はありますか。

○斉藤信委員 予算に関する説明書の47ページの教職員人事費には、県央の県立高校の自

殺事案にかかわる第三者委員会の設置費用、これが盛り込まれております。きのうも若干聞きましたけれども、遺族からも第三者委員会の設置については具体的な要望があったと思いますが、その要望にどう応えたのか、応えられなかったのか。そして、12月上旬をめどということで、もう上旬なのですけれども、現段階で具体的な設置のめどはどうでしょうか。

○永井教職員課総括課長 今般の12月補正予算で御提案した第三者委員会の設置についてのお尋ねでございますが、まず1点目の第三者委員会の設置に当たっての御遺族からの御要望についての取り扱いでございます。

御遺族側からは第三者委員会の設置を初めとして、委員会の所掌事項ですとか公開のあり方、あるいは委員の推薦枠の設置、あるいは委員の活動地域、早期の委員会開催など多くの御要望をいただきました。県教育委員会といたしましては、御遺族の御心情に配慮した対応をする必要があるとの考え方から、まずこの設置要綱案を事前にお示しし、可能な限り修正をして、できるだけ御要望を取り入れるようにしてまいったところでございます。

ただその中で、設置要綱の設置後に、特定の方を委員として入れるよという御推薦もありましたけれども、この点につきましては御遺族の主張と、それから学校側との調査に基づく認識に大きな隔たりがございました。中立公平な調査をしていただくために、要綱設置決定前に要望を受けた遺族枠の設置と同様に、これはお応えできないということで御遺族に回答いたしましたところでございますが、推薦をいただく職能団体に対しての御遺族が求める委員の属性と申しますか、専門分野や活動歴などあわせてお伝えしておりまして、現在その具体的な人選を各職能団体をお願いしているところでございます。

それから、2点目の開催のめどというところでございますが、今申し上げましたとおり、具体的な人選をお願いしているところでございます。そのめどを12月上旬をお願いしておりますが、幾つかの団体とはやりとりさせていただいておりますけれども、可能な限り速やかにその推薦手続等を終えまして、できるだけ早期に第1回目の開催をしまいたいと考えているところでございます。

○斉藤信委員 今の答弁で、遺族と学校側に大きな認識の隔たりがあったと。私は、これは極めて重大な話だと思うのです。これどういうところに大きな隔たりがあったのですか。

○永井教職員課総括課長 これまでも因果関係の有無について、当該教諭の指導と、それから当該生徒の自死との間の因果関係の有無等につきまして、これまで行ってきた県教育委員会の調査、それから学校側の調査等を鑑みますと、因果関係があるということが断定できるだけの根拠がなかったということで、そういう面で御遺族がおっしゃられていることと、それから県教育委員会との認識の間に差異があると考えています。

○斉藤信委員 遺族の方が、バレーボール部の父母やバレーボール部員からも話を聞いた上で、そして学校の調査、県教育委員会の詳細調査を踏まえて、顧問の指導に問題があったのではないかと、こういう思いを強めたことは、私は当然のことだと思います。それに対して、学校長が指導に行き過ぎがなかったということとを2度にわたって新聞で報道され

る。私はこれこそ行き過ぎだったのではないかと思います、県教育委員会はこれについて指導しましたね、いつ、どういう内容の指導をしたのですか。

○永井教職員課総括課長 まず、学校長に対する発言等についての指導でございますけれども、これは今年の10月1日でしたが、県教育委員会において当該学校長を呼びまして、県教育長から、その内容について直接指導したところでございます。その内容につきましては、まず御遺族に寄り添った丁寧な対応をとるべき状況にある中で、まずその認識に立って御遺族との接触や、事案の收拾、対応をしていくということ、またそういった過程の中で、学校あるいは当該校に問題がなかったかと受け取られるような発言については、誤解を招くということで、そういう発言のあり方についても教育長から注意を申し上げたところであります。

○斉藤信委員 10月1日の教育長の指導というのは、遅きに失したと思います。7月3日の自死事件から約3カ月経過して、学校長の行き過ぎがなかったという発言を放置していたと。先ほどの教職員課総括課長が認識に大きな隔たりがあったという言い方は正確ではないですよ、学校長の発言に行き過ぎがあったと言うべきではないでしょうか。それを10月1日に教育長は、今お話しされた2点、遺族に寄り添って丁寧に対応すべきだと、学校長の発言は誤解を招くと、慎重に対応しなさいと、こういう趣旨で指導しました。この間の経過からいったら、最初に遺族と学校に大きな隔たりがあったということを理由にしたらおかしいです。学校長の対応に行き過ぎがあったと、それを遅きに失したけれども、10月1日に教育長がただしたと、こういうことではないですか、教育長。

○高橋教育長 学校長の発言ということでございますけれども、これまで学校での調査、それから教育委員会での調査、この聞き取った内容を保護者に速やかにお伝えするというところで、その聞き取りの内容そのものを、特に我々の考え方をその中には入れないで、客観的な情報をお伝えするということが必要と考えてお伝えしたところでございます。それぞれ学校、それから教育委員会として、さまざまな情報について一定の考え方を整理するという作業も同時に行ったところでございますけれども、その辺を集約することが難しい中で、第三者委員会を設置するという判断をしたところでございます。

学校長の発言が第三者委員会に今後真摯に対応していくべきという状況にあったと考えておりまして、一切学校側の責任がなかったというのは、これは第三者委員会の調査の中で明らかにされていく中で、真摯に対応していく状況でそのような発言、そういう受けとめ方をされたということは、慎重に対応すべきだと注意をして、そして今後真摯にこの問題に向き合っていこうと指導をしたところでございます。

○斉藤信委員 回りくどい答弁でしたけれども、やっぱり学校長の発言に行き過ぎがあったから教育長は10月1日に指導したということだろうと思います。

こういう重要な事件が起きたときの初動の対応というのは本当に大事です。文部科学省のガイドラインだって、遺族に寄り添って対応しなさいとなっているわけです。それが顧問の指導に問題はなかったということが、これは弔問のときからそういう話をされている



のですよ。そして、新聞報道でも2度にわたってそういうコメントが報道されると。私は本当に、初動での学校の対応が極めてまずかったと思います。やっぱり遺族に寄り添って丁寧に対応するということを徹底しなくてはならない。

それで第三者委員会の設置は、もう推薦依頼をしていますので、今からかえろということはいませんが、宮城県の場合は遺族枠を設けて第三者委員会が設置されます。遺族枠を設けることが問題ということにはならないと思うのです。特に県教育委員会の対応も第三者委員会の調査事項です。それは前任校でああいう事件があって、訴訟が提起をされて不法行為が認定された。その教師がまた再び別の高校で、因果関係は別にして、自死事件というのが発生をしてしまった。だから、そういう県教育委員会の人事政策も今回の調査事項に入っている。私は調査されるべき県教育委員会がこうでなければならぬとやること自身が、矛盾に満ちているのではないかと思いますよ、率直に。御遺族は今の方向で大方理解、納得されているのですか。

○永井教職員課総括課長 冒頭お話にもございました本事案に係る県教育委員会のさまざまな調査や対応についてでございますが、これについては調査委員会の設置要綱の中の所掌事項の中にも学校及び県教育委員会における当該事案の妥当性、これを考察することを設けておりますので、これを踏まえて第三者委員会が県教育委員会の対応の可否等について調査するかどうか、あるいはその内容についても御精査いただくようにと考えているところでございます。

それから、御遺族とのやりとりにつきましては、これまでも数回この事案の発生後から調査委員会の立ち上げ、それからその設置要綱についての御要望ということで直接お会いする場面ですとか、あるいは書面でのやりとりをさせていただくことも幾度かございました。こういった中で、御遺族からの要望については、これはできる限りお応えするという観点から設置要綱への反映ですとか、あるいは委員推薦に当たっての公平中立な立場から、枠は設けないにしても望ましい属性を伺って、それを職能団体にお伝えした上で人選をお願いするという対応はとってまいったところでございます。

○斉藤信委員 これですら最後にしますけれども、五つの団体に推薦依頼されていると。日本弁護士連合会には複数ということで依頼されていると思いますけれども、現段階で何団体から推薦されていますか。

○永井教職員課総括課長 現時点で正式な手続ということはまだありませんので、手続にはまだ至っておりませんので、正式に何団体というのは、まさに人選の調整中ということで御了承いただければと存じます。

○千葉進委員 まずは第三者委員会は、12月上旬ということですが、きょうは7日ですが、いつごろをめどにしているのか。今回は補正予算ですので、やはり年度内と考えているかと思うのですが、何回ぐらい、いつごろからいつごろまでということか教えてください。

○永井教職員課総括課長 先ほどできるだけ早期にということで申し上げましたし、過去

の記者会見等でも申し上げたように年内ということで、取材にも対応して答弁いただきましたので、できるだけそれに沿うような形で1回目を開催できるように今準備を進めているところでございます。ただ相手があるものでございますので、そこも踏まえて日付については調整して開催したいと考えておりますし、また調査委員会につきまして、今回の補正予算案でお願いしている回数としては年度内に8回分の経費を案として計上いたしているものでございます。

○千葉進委員 第三者委員会ですから、当然公正な立場の方々に依頼しているだろうと思うのですが、県教育委員会の立場としては、あくまで事務局的な形でやられるということで認識しているのですが、まずそれでいいでしょうか。

○永井教職員課総括課長 これは公正中立な立場という形での第三者委員会をお願いするということですので、第三者委員会の運営や事務局というものには、基本的には教育委員会の職員は関与しないということで考えております。

○千葉進委員 そうしたならば、その方々がどういうことをやられるかは現時点では当然わかっていないと思うのですが、多くの方々から聞いていただきたい。斉藤委員が先ほどから言っているとおり遺族の方々、それから学校長あるいは県教育委員会もということになるのでしょうか。

斉藤委員が今までの発言の中で、遺書を見たとか、あとはいろんな調書を読まれたという話は聞いているのですが、私の場合は見る事ができていないので、わからない部分があるのですが、その高校のバレーボール部の保護者会の方々と会う機会がありました。8名ほどの保護者に来ていただいていろいろ教わりましたけれども、今回の自死に関しては、その自死のことだけでなく、それ以前の部分もいろいろと情報提供していただきました。特に本人のことを私もいろんな形で考える部分があり、私自身も現職のときにはバレーボール部顧問ということでいろいろありましたので、彼の尊厳だけは傷つけない形で発言したいと思っておりますけれども、その保護者の方々はず、本人のことを非常に素直でいい子だったよと話をしておりました。

バレーボールを始めるきっかけというのが、小学校3年生のときにスポーツ少年団を立ち上げる形で仲間と一緒に加入したということだったようです。ですから、最初はみんな同じレベルで始めたとお話ししていました。ただ、身長がどんどん伸びて、最終的には高校3年生で197センチメートルということですから、私も顧問だったらブロッカーとして使いたいと思うわけですが、ただ少し精神的に弱い部分があったようなことは言っていました。小学校の段階でも練習試合などでもトイレに行って出てこなかったとかもあったようなのですが、彼なりに努力して中学校に入るときに、本人は野球部を希望していたそうです。その身長もあって、みんなから期待されていた部分があったのだらうと思うのですが、自分としては野球を選ぼうとしていたらしいのですが、保護者からバレーボールを勧められていたようです。そして、高校では、本人はできればバレーボールではなくと考えていたようですが、当然バレーボールだというような形で、顧問から

も言われていたようで、推薦で今の高校に行くと、バレーボールの強豪校ですね。

そういう中で高校に入って、高校生は非常にナイブな部分がありますし、学年でいろいろあるのです。私も高校時代、2年生が非常に強くて、私が1年生のときに新人戦で優勝しました。私の学年は上級生が強いことから、指導は上級生ばかりだったので、我々の学年は県大会では負けていたのですけれども、どこでもこのように強い学年があれば弱い学年もある中で、1年生からレギュラー的な形で育てられていた。私が顧問だったら、同じ学年の子供たちも見ながらもその子に期待するだろうと思います。

そういう期待のもとで彼がまたバレーボールをやっていたとして、2年のときは全日本バレーボール高等学校選手権大会で優勝したと。3年生がいないから2年生が中心となってやっていたということのようなのです。中学校のときも全日本に選ばれかねたと、そして高校でもそういう状況だということで期待されっ放し、ただ本人はバレーボールが嫌いだということが遺書にもあったのです。

彼がそうせざるを得なかったのは、私は何とも言えないですが、彼のそういう経過も踏まえたときに、今回の自死についてどういうふうに捉えたらいいのかということがあろうかと思えます。あくまでもこれは保護者の方々から聞いた部分ですが、そういう経過等も第三者委員会の中でも聞いてもらって、それなりの考え方をさせていただくのがいいのではないかと考えております。公平公正な第三者委員会においても、子供たちが悩んでいるときに先生方が感じ取れる、部活動の中でも生徒指導や進路指導をしながら、そういうところを感じ取れるような、ほかの先生方もないとは言い切れませんが、職員がゆとりを持って生徒に対応できる、そういったものを教訓として今後学校運営あるいは部活動指導の中で生かしていただきたいと思っているのですけれども、教育長の所見をお伺いしたいと思います。

○高橋教育長 今さまざまな観点からのお話を頂戴しまして、適切にお答えできるかどうか、整理いたしておりますけれども、学校のこれまでの対応もあわせて確認したところでございます。まず亡くなられた生徒がバレーボールをやめたかったということについて、学校側が気づけなかったということについては、これは極めて本当に残念だし、申しわけなかったという思いを持っております。それをつかんでいけば、適切な対応も、また新しいものが出てきたのではないかと学校側は受けとめているところでございます。

それで、今回第三者委員会を設置することにいたしましたけれども、昨日の斉藤委員の一般質問にもお答えしましたけれども、委員会の中では予断を持たずに今回の事案の調査、検証をお願いしたいと考えておまして、教育委員会として、その議論に主体的にかかわることは、まず避けなければならない。これは公平公正な調査をしていただくということでございますので、あくまで教育委員会は事務局としてその会議運営をサポートするということに対応すべきだと思っております。

したがいまして、私がその議論をどうこうするということはあってはならないというように思っております、第1回目の会議では、調査をお願いするという立場での御挨拶等

にとどめるべきと思っております。

今回の事案に関しては、保護者の思いに寄り添った対応をすることは、極めて重要と思っております。ただ一方、学校側のこれまでの対応で、今委員からお話しいただきましたようにその子供の思いを、そして保護者の思いに応えるように育てていきたいという強い気持ちの中で取り組んできたこと、丁寧にやったことと思っておりますので、その辺も含めて、さまざま観点からこの話をしっかりお聞きいただくことで、求められたものに対しては、我々が持っている情報をしっかりと伝えつつ、また話を聞きたいということであれば、その方々とのつなぎということは、これは教育委員会としてしっかりやっていかなければならない、調査審議がしっかりとできるような環境をつくらせていただきたいと思います。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって審議を終結いたします。

次に、議案第49号岩手県立図書館維持管理業務の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第50号岩手県立図書館運営業務の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 今委員長からありました議案第49号と議案第50号の質疑ということですが、先ほど冒頭説明でお話があった、維持管理業務に関しては、環境生活部などで環境福祉委員会で審査になっており、今回教育委員会部分を我々商工文教委員会にも審査ということだと思っておりますけれども、環境福祉部で審査して、建物としての維持管理業務、それ自体がオーケーとなった後で、私どもがここでどうこうというような話というのはいかがなものなのか。本来的には維持管理業務としてやるのであれば、合同審査のような形というのが本来はあり得なければいけなかったのではないかと思うわけでありまして、またさらに資料につきましても、事前に今回指定管理について維持管理業務と図書館運営業務の資料をいただいているのですけれども、この維持管理業務についての資料というのがきょうお渡しいただきましたペーパーとほとんど同じようなもので、それだけの情報しかないものとなっています。またさらに運営業務については、審査に足るべく資料をいただいているわけでありまして、環境福祉委員会で審査したものを、ここで審査をした場合、どのような扱いになるのか、そこから伺いたいと思います。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 冒頭に御説明を申し上げましたとおり、アイーナには三つの公の施設がございまして、県民活動交流センターにつきましては環境生活部が所管しております。視聴覚障がい者情報センターにつきましては保健福祉部が、そして県立図書館につきましては教育委員会ということで、それぞれの公の施設に係る維持管理業務について指定管理者の指定の議決が必要とされるということで審査をいただいているところでございます。アイーナ一体としての維持管理業務というのが予算も指定も一本でなされるのですが、ただ県立図書館も当然運営のほかにも施設としての維持管理業務にかかわり

があるので御理解をいただきたいと思います。

それから、資料について十分ではなかったという御指摘をいただきましたので、今後善処したいと思います。

○高橋教育長 この図書館業務の指定管理者、それからアイーナの指定管理は、開始したのが平成 18 年度でございました。当初、建物の管理業務については担当部でやりました。それで、付託委員会は商工文教委員会で、当時政策地域部で担当していた時代もありますので、この委員会以外ということでしたけれども、2 回目から指定管理をするという判断では、それぞれの公の施設ごとに、管理業務の委託と指定管理と同時に出すべきだという議論が事務局の中でございまして、前回の指定管理業務については、今回のようにそれぞれの付託委員会を、三つの委員会にそれぞれに出し、図書館業務の指定管理については商工文教委員会ということで議決をいただくということになったものでございます。

○郷右近浩委員 ちょっとよくわからないところもあるのですが、環境福祉委員会でこのアイーナの施設部分の維持管理業務の指定管理者について議決が行われたとは思いますが、商工文教委員会で、この県立図書館の維持管理業務の指定管理について否決された場合は一体どのような形になるのでしょうか。

○高橋教育長 その場合には大きな問題が出まして、指定管理ができなくなるということでございます。これは単に県立図書館だけではなくて全体の業務、予算につきまして環境福祉委員会に付託されております。アイーナのほかの公の施設の指定管理者の議案は通ったというような状況にあったとしても、こちらの委員会で否決されることになれば、アイーナの全体的な施設管理ができなくなるということでございますので、それは何としてもこの委員会で通していただきたいということで提案させていただいています。

○郷右近浩委員 それはやっぱり手続論としておかしいですよ。環境福祉委員会で通ったけれども、商工文教委員会で通らなかったからだめになるという話は、それはなしですよ。だったら、最初から合同審査なりしてしっかりやらないと。

また、それを審査するための資料というのはこれしかないのですよ、どうやってここで審査できるのですか。恐らく大もととして環境福祉委員会で議決するから、商工文教委員会ではあくまで追認だという対応としか思えない。だとしたら、これは商工文教委員会に対して議案として出さないで、環境福祉委員会でまとめてしまうなりの対応をとる、例えばそれが環境福祉委員会なのか、政策地域部でやるというような形に戻すのか、そうでないかつじつまが合わない。委員会として審査するというのであれば、きちんとした資料を出していただいて、その上できちんと審査するといった手続が必要だと思いますが、そのことについてお考えを伺います。

○高橋教育長 今委員から御指摘をいただいたことは、それは真摯に受けとめなければならぬと思っています。

ただ一方で、ほかの委員会が通っても、商工文教委員会の責任にするということではなくて、いずれの委員会も同じ状況にございますので、その点は御理解いただきたいと思

ます。

それから、説明につきましては、これからの質疑を通じながらしっかりとお答えさせていただきたいと思ひますし、必要な資料ということであれば、それはまた説明の中で対応させていただければと思ひます。

○郷右近浩委員 おかしいですよ、どうしても。まず今回これを審査するに当たりまして、資料請求をお願いします。委員長にお取り計らいをいただきたいと思ひます。

今回運營業務についての資料というのは事前に配付していただきました。恐らくこのような形の資料があるのではないかと想定されます。及び環境福祉委員会に提出されました資料、そして環境福祉委員会での審査の状況、その点を資料として提出いただきたいと思ひます。

○城内よしひこ委員長 暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 会議を再開します。

ただいま郷右近委員から県民活動交流センターの指定管理に関する資料として環境福祉委員会にかかった資料の請求がございましたので配付させます。

〔資料配付〕

○城内よしひこ委員長 今皆さんに配付しましたのが環境福祉委員会にかかった資料でございます。お目通しをいただきたいと思ひます。

○郷右近浩委員 資料をありがとうございます。ただ私自身、これで二十何億円の債務負担行為を審査したことが今とても信じられなくて、驚きの思いで拝見させていただいておりました。ましてや、当委員会にかかっている部分についても、今いただいた資料を含めてどう判断していいものかと私自身正直悩ましいところでもあります。あくまで環境福祉委員会です。まずは予算含めて議決の結果を出したということでもありますけれども、予算自体が目的には余りわからないこの資料で、一体どのように判断していけばいいのか。ついては、環境福祉委員会での今回の指定管理に関する議論について、どのような議論になったのか、そうした部分についてお知らせいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○城内よしひこ委員長 環境福祉委員会では、満場一致で承認されたようです。休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開をします。

○郷右近浩委員 私としては、先ほど環境福祉委員会という話をさせていただきましたけれども、これは維持管理業務ですね、こちらを議決ということであれば、今回運營業務等で資料を事前に提出していただきましたが、どのような要綱で募集をかけて、そちらが受

託するような形になったのか等をわかるような資料をぜひいただきたい。審査において必要であるということで、資料の請求を委員長にお願いしたいと思います。

○城内よしひこ委員長 ただいま郷右近浩委員から再度詳しい資料をとということがありました。この案件につきましては、予備日を使って議論を深めたいと思いますし、資料を準備するには時間がかかるということでもありますので、この案件については月曜日に持ち越しをしたいと思います。今挙手しておられました田村委員、斉藤委員におかれましては、そういうことで御理解を賜りたいと思います。よろしいですか。

○斉藤信委員 月曜日にやるのだな、継続審議は。

○城内よしひこ委員長 はい。

○斉藤信委員 月曜日にやるというのであれば、正規職員、非正規職員、このところで職員配置計画の中で出ているのでしょうか。正規職員が図書館の場合は13人、そして非正規職員が34人になっているのだけれども、そのほかにサポートスタッフ、これは人数を書いていないのだよね。この一般職員34人というのは、1人あたり275万円の賃金総額と、こういうことで、この表はいいですか。

それとアイーナの資料も月曜日でもいいので出してください。

○佐藤生涯学習文化課総括課長 職員配置のことについてでございます。サポートスタッフを除き、全体47名でございますが、計画書では残り3名がサポートスタッフということで、事務処理的な作業で短時間の作業ということで、その人の希望に応じてといたしますが話し合いで、ライフスタイルに合わせた短時間の業務ということで、そのサポートスタッフの1時間当たりの賃金を計算しますと1,236円と確認しています。

○斉藤信委員 だから、アイーナの資料も出してください。

○城内よしひこ委員長 資料請求がありましたので、あわせてアイーナの資料もお願いしたいと思いますが、いいですか、若干時間があるので。この部分については、月曜日ということで御了承をお願いします。

次に、議案第42号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題とします。当局からの提案理由の説明を求めます。

○佐藤特命参事兼学校施設課長 議案第42号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案(その2)の116ページをお開き願います。あわせてお手元に配付してございます資料をごらん願います。

議案の事件は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○様を相手とするものでございます。損害賠償の額は10万7,977円とし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないことを和解の内容とするものでございます。

損害賠償の原因は、平成30年8月3日に岩手県立久慈工業高等学校職員が敷地内の草刈り作業を行った際、はね上げた小石が敷地内の駐車場に駐車中の○○○○様が使用する自

動車に衝突し、車両が破損したことによるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○ハクセル美穂子委員 以前にもこういったケースの損害賠償事件の和解に伴う議決を求める件があったと思います。以前、同様の事件があった後にどのような対策をとられたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○佐藤特命参事兼学校施設課長 草刈り作業に起因する事件でございますけれども、平成25年以降、はね上げた小石による車両の破損という同様事故が今回で6件目でございます。大変申しわけなく存じております。これまで事件発生の都度、各県立学校長宛て事故防止の取り組みに関する通知の発出や、事務長会議などで情報を共有し、事故防止対策の取り組みを話し合ってきているところでございます。具体的には作業場所周囲に駐車中の車両移動や、飛散防止シート、ネットの活用、それから小石はね上げを意識した作業の実施などに取り組むこととしているところでございます。これらの取り組みを事務職員や学校技術員を対象とする研修会などで改めて再確認するなど事故の再発防止に努めてまいります。

○ハクセル美穂子委員 6件目ということですので、事務長にも校長先生にもお伝えしているのも、やり方としてはそれしかないのだろうとは思っておりますけれども、教職員の車を動かさなければ、その周辺を草刈りするときに防御できないということもあると思います。1校1校ではなかなかないレアケースであっても、県内全部見ると6件もあるのだということを引きちんと各学校に周知して、これが10件、20件とならないように、指示の仕方にも工夫しながら今後対策をまたいろいろととっていただきたいと思います。ここは要望で終わります。

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これよりを採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕



○城内よしひこ委員長 会議を再開します。

午後5時を過ぎましたので、12月10日、再度委員会を開催し、審査をすることといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、12月10日は午前10時から開会をいたしますので、当委員会室に御参集くださるようお願いいたします。本日はこれをもって散会をいたします。御苦労さまでした。